

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

詳細は別紙入札公告、入札説明書共通(建設工事、総合評価・技術提案審査型・標準DB)西日本本部 機械設備工事(流体機械設備工事、下水処理設備工事、汚泥焼却設備工事) 共通を参照すること。

1	公告日	令和07年07月07日(月)
2	契約職	西日本本部長 橋本 敏一
3	工事概要	
3.1	工事名	新宮町新宮中央浄化センター水処理施設増設工事
3.2	工事場所	福岡県糟屋郡新宮町中央駅前地内
3.3	施設名	新宮中央浄化センター
3.4	処理方式・今回対象設備	膜分離活性汚泥法・反応タンク設備
3.5	水量・能力	
3.5.1	全体計画下水量	7,610 m3/日
3.5.2	今回対象計画下水量	2,910 m3/日
3.6	工事内容	機械設備工事(増設)
3.7	対象工事	【機械設備工事】、反応タンク設備 一式、脱臭設備 一式、その他付属設備 一式 【土木工事】 水処理施設工、場内整備工一式(建築機械設備工事一式、建築電気設備工事 一式を含む) 【電気設備工事】、運転操作設備、計装設備、監視制御設備、その他付属設備 一式
3.8	工期	
3.8.1	今回工期	契約締結日の翌日から令和11年03月16日(金)まで
3.8.2	指定部分工期	
3.8.2.1	期限	令和08年09月30日(水)まで
3.8.2.2	内容	実施設計 一式
3.9	その他	
3.9.1	入札方式	電子入札・事前審査案件
3.9.2	総合評価方式の試行工事	有 総合評価方式(技術提案審査型・事前・電子)
3.9.3	総合評価(施工体制確認型)の試行工事	無
3.9.4	特別重点調査を試行する工事	無
3.9.5	「マネジメント難工事指定」対象工事	無
3.9.6	VE試行工事	無
3.9.7	入札前に予定価格を公表	無
3.9.8	デザイン・ビルド方式の試行工事	有
3.9.9	「見積りの提出を求める方式」の試行工事	無
3.9.10	特例監理技術者の配置を認める工事	無
3.9.11	「週休2日制適用工事」試行対象工事	無
3.10	特許	無
4	競争参加資格(認定資格)	
	<p>単体有資格者にあつては、4.1.1 に記載する条件を全て満たす者であること。 特定建設共同企業体(乙型)にあつては、4.2.1に記載する条件(担当する工事内容が多岐にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。)を全て満たす代表者と、4.3.1、4.3.2に記載する代表者以外の者との組み合わせによる。なお代表者以外の業者は、担当する工事が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な建設業の許可を得ていること。(構成員数は限定しない。ただし担当する工事内容は重複しないこと。また担当する工事内容において製作と施工は一体不可分とする。)</p>	
4.1	単体有資格業者	
4.1.1	その1	
4.1.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.1.1.2	等級区分	A等級
4.1.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業、かつ一般土木工事業及び建築工事業かつ電気工事業
4.1.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	中国地方、九州地方、沖縄地方

入札公告(建設工事)

4.2	特定建設共同企業体(乙型)・代表者	
4.2.1	その1	
4.2.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	下水処理設備工事
4.2.1.2	等級区分	A等級
4.2.1.3	建設業の許可の業種	機械器具設置工事業または水道施設工事業
4.2.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	中国地方、九州地方、沖縄地方
4.3	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外	
4.3.1	その1(乙型 土木工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事を施工する者)	
4.3.1.1	一般競争参加資格の認定工事種別	一般土木工事かつ建築工事業
4.3.1.2	格付(対象業種・等級)・経営事項評価点数	一般土木工事・A等級またはB等級・要件なし
4.3.1.3	事業所(種類・建設業許可)	A等級:一・土木工事業 B等級:本店又は支店、営業所・土木工事業
4.3.1.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	A等級は地域要件無し B等級は九州地方
4.3.2	その2(乙型 電気設備工事を施工する者)	
4.3.2.1	一般競争参加資格の認定工事種別	電気設備工事
4.3.2.2	等級区分	A等級
4.3.2.3	建設業の許可の業種	電気工事業
4.3.2.4	建設業の許可を有する営業所等の所在地	中国地方、九州地方、沖縄地方
5	競争参加資格(施工実績)	
	<p>単体有資格業者にあつては5.1.1、5.1.2、5.1.3のいずれか及び5.1.4、5.1.5の全てを満たす施工実績を有すること。 特定建設共同企業体(乙型)にあつては、5.2.1、5.2.2、5.2.3のいずれかに該当する施工実績を有する満たす代表者と、5.3、5.4に記載する施工実績を有する代表者以外の組み合わせによる。 なお、特定建設共同企業体(乙型)・代表者が担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた5.3.1、5.4.1の施工実績を満たすこと。</p>	
5.1	単体有資格業者	
5.1.1	①下水道施設での元請実績	下水道法上の処理場に係る、膜分離活性汚泥法の機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
5.1.2	②下水道類似施設での元請実績	地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る、膜分離活性汚泥法の機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
5.1.3	③実証テスト	3.4に記載された処理方式と異なる下水道法上の処理場又は地方公共団体等の発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(反応タンク設備および最終沈殿池設備を含むものに限る)の工事実績を有する者のうち、下水を用いた膜分離活性汚泥法の実証プラントによる実証テストにより技術力を証明できる者。ただし、この条件で受注できるのは1回限りとする。
5.1.4	土木工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。 又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物(規模要件:有効水量150m ³ 以上)のいずれかを含む土木工事。
5.1.5	電気設備工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
5.2	特定建設共同企業体(乙型)・代表者	
5.2.1	①下水道施設での元請実績	下水道法上の処理場に係る、膜分離活性汚泥法の機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。
5.2.2	②下水道類似施設での元請実績	地方公共団体等が発注した下水道類似施設に係る、膜分離活性汚泥法の機械設備工事。 ただし、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事を除く。

入札公告(建設工事)

5.2.3	③実証テスト	3.4に記載された処理方式と異なる下水道法上の処理場又は地方公共団体等の発注した下水道類似施設に係る機械設備工事(反応タンク設備および最終沈殿池設備を含むものに限る)の工事実績を有する者のうち、下水を用いた膜分離活性汚泥法の実証プラントによる実証テストにより技術力を証明できる者。ただし、この条件で受注できるのは1回限りとする。
5.3	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事を施工する者)	
5.3.1	土木工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。 又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物(規模要件:有効水量150m3以上)のいずれかを含む土木工事。
5.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事を施工する者)	
5.4.1	電気設備工事での元請実績	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6	競争参加資格(配置予定技術者)	
	<p>単体有資格業者にあつては、6.1に記載する条件をすべて満たす者とする。</p> <p>特定建設共同企業体(乙型)にあつては、6.2に記載する条件を全て満たす代表者と、6.3、6.4のいずれかの条件を満たす代表者以外の者との組み合わせによる。</p> <p>なお、特定建設共同企業体(乙型)・代表者が担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じた6.3、6.4の施工実績を満たすこと。</p>	
6.1	単体有資格業者	
6.1.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	3.7の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 当該工事の施工期間において「土木工事」の工事担当技術者、「電気設備工事」の工事担当技術者をそれぞれ配置すること。
6.1.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	3.7の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.1.3	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	下水道法上の処理場、ポンプ場、又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
6.1.4	配置予定技術者の配置予定期間	
6.1.4.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.1.4.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から工事完了の日まで
6.1.5	土木工事担当技術者	
6.1.5.1	土木工事担当技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。 又は上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物(規模要件:有効水量150m3以上)のいずれかを含む土木工事。 また、担当する工事内容に土木工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じて資格・実績を有する主任(監理)技術者を専任で配置すること。
6.1.5.2	土木工事担当技術者	
6.1.5.3	土木工事担当技術者の専任	要
6.1.5.4	土木工事担当技術者の配置予定期間	土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了の日まで
6.1.6	電気設備工事担当技術者	
6.1.6.1	電気設備工事担当技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 電気設備工事担当技術者が本工事で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができる。

入札公告(建設工事)

6.1.6.2	電気設備工事担当技術者	
6.1.6.3	電気設備工事担当技術者の専任	要
6.1.6.4	電気設備工事担当技術者の配置予定期間	電気設備工事の現場施工に着手する日から電気設備工事完了の日まで
6.2	特定建設共同企業体(乙型)・代表者(機械設備工事を施工する者)	
6.2.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	3.7の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の工事経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 また、担当する工事内容に機械設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じて資格・実績を有する主任(監理)技術者を専任で配置すること。
6.2.2	設計担当技術者の設計経験(機械設備工事)	3.7の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設の設計経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 なお、担当する工事内容に電気設備工事の工事内容が含まれる場合は、6.1.3に記載した設計経験を有する者を配置すること。
6.2.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.2.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.2.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	現場着工から工事完了の日まで
6.3	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木工事、建築機械設備工事、及び建築電気設備工事を施工する者)	
6.3.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場(都市下水路を含む。)、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における土木工事。 又は 上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等の鉄筋コンクリート造による水槽構造物(規模要件:有効水量150m ³ 以上)のいずれかを含む土木工事。 また、担当する工事内容に土木工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じて資格・実績を有する主任(監理)技術者を専任で配置すること。
6.3.2	配置予定技術者の配置予定期間	
6.3.2.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.3.2.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	土木工事の現場施工に着手する日から土木工事完了の日まで
6.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気設備工事を施工する者)	
6.4.1	主任技術者又は監理技術者の工事経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設における電気設備工事。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 また、担当する工事内容に電気設備工事以外の工事内容が含まれる場合は、該当する工事内容に応じて資格・実績を有する主任(監理)技術者を専任で配置すること。
6.4.2	設計担当技術者の設計経験(電気設備工事)	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設、又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事の工事経験は除く。
6.4.3	配置予定技術者の配置予定期間	
6.4.3.1	主任技術者又は監理技術者の専任	要
6.4.3.2	主任技術者又は監理技術者の配置予定期間	電気設備工事の現場施工に着手する日から電気設備工事完了の日まで
7	競争参加資格(実施設計の配置予定技術者)	
	<p>単体有資格業者にあつては、7.1に記載する条件を全て満たす者であること。</p> <p>特定建設共同企業体(乙型)にあつては、7.2に記載する条件を全て満たす代表者と、7.3、7.4のいずれかの条件を満たす代表者以外の者と2者との組み合わせによる。</p> <p>また特定建設共同企業体(乙型)代表者が担当する実施設計に、機械設備工事以外の実施設計内容が含まれる場合は、該当する設計内容に応じた7.3、7.4の要件を満たすこと。</p> <p>なお、代表者以外の者にあつては、担当する工事内容が複数にわたる場合は、該当する工事内容に必要な実施設計時の配置予定技術者を配置すること。</p>	

入札公告(建設工事)

7.1	単体有資格業者	
7.1.1	管理技術者	
7.1.1.1	管理技術者の設計経験	3.7の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設的设计経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
7.1.2	機械工種設計担当技術者	
7.1.2.1	設計担当技術者の設計経験	3.7の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設的设计経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
7.1.3	電気工種設計担当技術者	
7.1.3.1	設計担当技術者の設計経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設、又は上水道施設における電気設備工事的设计経験を有する者。 ただし、建築電気設備工事、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
7.1.4	土木工種及び建築工種設計担当技術者(建築確認手続き等を含む)	
7.1.4.1	設計担当技術者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。
7.1.5	機械工種設計照査技術者	
7.1.5.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。
7.1.6	電気工種設計照査技術者	
7.1.6.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。
7.1.7	土木工種及び建築工種設計照査技術者(建築確認手続き等を含む)	
7.1.7.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。
7.1.8	配置予定技術者の配置予定期間	
7.1.8.1	管理技術者の専任	専任を要しない
7.1.8.2	管理技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和08年09月30日(水)まで
7.1.8.3	設計担当技術者の専任	専任を要しない
7.1.8.4	設計担当技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和08年09月30日(水)まで
7.1.8.5	設計照査技術者の専任	専任を要しない
7.1.8.6	設計照査技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和08年09月30日(水)まで
7.2	特定建設共同企業体(乙型)・代表者	
7.2.1	管理技術者	
7.2.1.1	管理技術者の設計経験	3.7の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設的设计経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。
7.2.2	機械工種設計担当技術者	
7.2.2.1	設計担当技術者の設計経験	3.7の対象工事に記載された機械設備工事内容又は機械設備工事(「反応タンク設備」を含むものに限る)で、下水道法上の処理場又は地方公共団体等が発注した下水道類似施設的设计経験を有する者。 ただし、POD、長寿命化工事、補修工事及び撤去工事は除く。 実施設計内容に土木工種が含まれる場合は「土木工種」の設計担当技術者を、建築工種が含まれる場合は「建築工種」の設計担当技術者を、電気工種が含まれる場合は「電気工種」の設計担当技術者をそれぞれ配置すること。

入札公告(建設工事)

7.2.3	機械工種設計照査技術者	
7.2.3.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。ただし、設計経験は求めない。 実施設計内容に土木工種が含まれる場合は「土木工種」の設計照査技術者を、建築工種が含まれる場合は「建築工種」の設計照査技術者を、電気工種が含まれる場合は「電気工種」の設計照査技術者をそれぞれ配置すること。
7.2.4	配置予定技術者の配置予定期間	
7.2.4.1	管理技術者の専任	専任を要しない
7.2.4.2	管理技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和08年09月30日(水)まで
7.2.4.3	設計担当技術者の専任	専任を要しない
7.2.4.4	設計担当技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和08年09月30日(水)まで
7.2.4.5	設計照査技術者の専任	専任を要しない
7.2.4.6	設計照査技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和08年09月30日(水)まで
7.3	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(土木工種及び建築工種の実施設計を行う者)	
7.3.1	土木工種及び建築工種設計担当技術者(建築確認手続き等を含む)	
7.3.1.1	設計担当技術者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
7.3.2	土木工種及び建築工種設計照査技術者(建築確認手続き等を含む)	
7.3.2.2	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
7.3.3	配置予定技術者の配置予定期間	
7.3.3.1	設計担当技術者の専任	専任を要しない
7.3.3.2	設計担当技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和08年09月30日(水)まで
7.3.3.3	設計照査技術者の専任	専任を要しない
7.3.3.4	設計照査技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和08年09月30日(水)まで
7.4	特定建設共同企業体(乙型)・代表者以外(電気工種の実施設計を行う者)	
7.4.1	電気工種設計担当技術者	
7.4.1.1	設計担当技術者の設計経験	下水道法上の終末処理場、ポンプ場、地方公共団体等が発注した下水道類似施設、又は上水道施設における電気設備工事の設計経験を有する者。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
7.4.2	電気工種設計照査技術者	
7.4.2.1	設計照査技術者の設計経験	配置を求める。 ただし、設計経験は求めない。 また、担当する実施設計を代表者が行う場合は、配置を求めない。
7.4.3	配置予定技術者の配置予定期間	
7.4.3.1	設計担当技術者の専任	専任を要しない
7.4.3.2	設計担当技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和08年09月30日(水)まで
7.4.3.3	設計照査技術者の専任	専任を要しない
7.4.3.4	設計照査技術者の配置予定期間	契約締結の翌日から令和08年09月30日(水)まで
8	指名停止及び設計業務の受託者	
8.1	日本下水道事業団の指名停止区域	九州区域
8.2	指名停止措置対象団体	新宮町
8.3	設計業務等の受託者	日本水工設計(株)
9	総合評価方式 「技術評価点」の最高点を28点とする。 総合評価項目は以下のとおりとする。	
9.1	技術評価	<ul style="list-style-type: none"> 消費電力量削減に関する技術提案 膜分離装置などの維持管理・保守点検に関する技術提案 施工に関する技術提案 企業の施工実績(特定工事内容又は競争参加資格) 配置予定技術者の工事経験(特定工事内容又は競争参加資格)
9.2	技術提案	<ul style="list-style-type: none"> 消費電力量削減に関する技術提案 膜分離装置などの維持管理・保守点検に関する技術提案 施工に関する技術提案

入札公告(建設工事)

10	入札手続き等	
10.1	競争参加資格確認申請書に対する質問の提出期間	令和07年07月07日(月)から令和07年07月18日(金)まで(原則、電子メールでの受付のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
10.2	競争参加資格の質問に対する回答期間	令和07年07月07日(月)から令和07年07月25日(金)まで 10時00分～16時00分まで
10.3	競争参加資格の質問に対する回答を送付する期間	令和07年07月07日(月)から令和07年12月15日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)
10.4	競争参加資格確認申請書の提出期間	令和07年07月07日(月)から令和07年08月04日(月)16時00分まで 原則として、電子入札システムにより提出することとする。
10.5	競争参加資格の有無の確認結果の通知日	令和07年08月18日(月)まで
10.6	競争参加資格がないと認められた者からの理由の説明要求期限日	令和07年08月25日(月) 16時まで
10.7	競争参加資格がないと認められた者からの説明要求に対する回答期限日	令和07年09月01日(月)まで
10.8	入札説明書の交付期間	令和07年07月07日(月)から令和07年12月15日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)
10.9	入札に必要な技術提案書の交付期間	令和07年07月07日(月)から令和07年12月15日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、6時00分から23時00分まで。)
10.10	入札説明書に対する質問の提出期間	令和07年07月08日(火)から令和07年08月22日(金)まで 原則、電子メールでの受付のみとする。 提出先メールアドレス「jskinki-keiyaku@jswa.go.jp」
10.11	入札説明書の質問に対する回答日	令和07年09月18日(木)
10.12	入札説明書の質問に対する回答を掲示する期間	令和07年09月18日(木)から令和07年12月15日(月)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)
10.13	技術提案書・見積書の提出期間	令和07年07月07日(月)から令和07年09月12日(金)まで 10時00分～16時00分まで(原則、郵送等のみとする。併せてPDFファイルの電子データを次のアドレスに送付すること。 「jsnishi-kikaku-nyusatsu@jswa.go.jp」 持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び令和07年08月12日(火)から令和07年08月15日(金)までの期間を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
10.14	落札者決定基準・技術提案の可否の通知	令和07年12月01日(月)まで
10.15	入札書の提出期間(電子入札)	令和07年12月11日(木)10時00分から令和07年12月15日(月)16時00分まで
10.16	入札書の提出期間(紙入札)	令和07年12月11日(木)10時00分から令和07年12月15日(月)16時00分まで (原則、郵送等のみとする。持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
10.17	開札日時	令和07年12月16日(火) 09時30分
10.18	落札者決定基準・技術提案の不採用についての説明要求期限日	令和07年12月08日(月)まで
10.19	落札者決定基準・技術提案の不採用についての説明要求に対する回答期限日	令和07年12月15日(月)まで

入札公告(建設工事)

11	入札説明書に対する質問回答揭示場所		
11.1	担当部局	日本下水道事業団 近畿総合事務所契約課	
	住所	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号	
11.2	担当部局	日本下水道事業団 九州総合事務所	
	住所	福岡県北九州市小倉北区東港1-1-18	
12	その他		
12.1	随意契約により締結予定	無	
12.2	手続における交渉の有無	無	
12.3	契約書作成の要否	要	
12.4	建設リサイクル法対象	適用	
12.5	支払条件(前払)	有	
12.6	支払条件(中間前払)	無	
12.7	支払条件(部分払)	有	
12.8	火災保険等付保の要否	要	
12.9	性能評価検証に関する事項	有	
13	問い合わせ先等		
13.1	入札執行及び契約締結等に関する事	担当部局	日本下水道事業団 近畿総合事務所契約課
		住所	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
		電話・FAX	電話:06-7661-1223 FAX:06-7661-1234
13.2	競争参加資格の確認に関する事	担当部局	日本下水道事業団 西日本設計センター企画調整課
		住所	大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号
		電話・FAX	電話:06-7661-1227 FAX:06-7661-1236
13.3	入札説明書、図面等の交付場所	担当部局	日本下水道事業団 近畿総合事務所 契約課 電話:06-7661-1223 ただし、システム操作に関する問い合わせは、電子入札総合ヘルプデスク(平日09時00分～12時00分、13時00分～17時00分) 電話:0570-021-777
		交付方法	入札情報公開システムによりダウンロードして取得すること。
		URL	https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/logon?name1
		パスワード	入札情報公開システムに記載のとおり

「3.9 その他」の補足説明

- (1) 本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムにより難しい者は、契約職の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (2) 本工事は、「工事目的物の性能・機能等に関する事項に係る技術提案」、「企業、配置予定技術者の技術力」及び「企業の信頼性、社会性」に係る資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する試行工事である。なお、総合評価に係る技術提案についてヒアリングを行う場合がある。
- (3) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を認めない工事である。

「6.1.4.2、6.2.3.2、6.3.2.2、6.4.3.2 配置予定技術者の配置予定期間」の補足説明

- (1) 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定め、書面で提出すること。

「9 入札手続き等」の補足説明

- (1) 原則として、電子入札システムにより提出することとする。
 - ・郵送等により提出する場合は、提出期限の締切日必着とし、送付当日に技術資料(事前申請書)郵送連絡書(様式14)をファックスすること。ただし、提出期限の前日までの受領証(書留郵便)や受付印(託送)があるものを有効とする。
 - ・持参による場合は、提出期間の土曜日、日曜日、祝日及び令和07年08月12日(火)から令和07年08月15日(金)までの期間を除くを除く毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分までとする。

「10.11入札説明書の質問に対する回答日」の補足説明

- (1) 入札説明書に対する質問が多数となった場合に備え、入札説明書に対する質問は、可能な限り早期提出に努めること。なお複数回の質問を認める。入札説明書の質問に対する回答を回答期間以降に追加する場合がある。

入札公告(建設工事)

「11 その他」の補足説明

- (1) 契約書案により契約書を作成するものとする。
- (2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

「12 問い合わせ先等」の補足説明

- (1) 入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨申し出ること。

「地方公共団体等」の補足説明

- (1) 地方公共団体等とは、日本下水道事業団、国、地方公共団体及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人等をいう。

上記による他、競争参加資格、入札手続き等その他の事項については、別紙による。

別紙

入札公告、入札説明書共通（建設工事、総合評価・技術提案審査型・標準 DB）

西日本本部 機械設備工事・共通

1	競争参加資格
	<p>本工事に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。</p> <p>特定建設特定建企業体（乙型）における代表者以外（土木工事、建築機械設備工事、及び建築電気設備工事を施工する者）及び代表者以外（電気設備工事を施工する者）については、「入札公告、入札説明書共通（建設工事、事前審査）西日本本部 一般土木工事、建築工事共通」及び「入札公告、入札説明書共通（建設工事、総合評価・技術提案審査型）西日本本部 電気設備工事」による。</p>
(1)	工事請負業者の選定等に関する達（平成6年達第7号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
(2)	日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。
	<p>会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。</p>
(3)	会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記1(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
(4)	本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る営業所（本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を必要となる所在地に有する者であること。
	<p>「建設業の許可を有する営業所等の所在地」に、北海道地方、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方又は沖縄地方との記載がある場合、その地方に含まれる都道府県は次のとおりとし、記載された地方のいずれかの都道府県内に必要な許可に係る営業所を有すること。</p>
	1) 北海道 地方 （北海道）
	2) 東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
	3) 関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
	4) 北陸地方（新潟県、富山県、石川県）
	5) 中部地方（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
	6) 近畿地方（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
	7) 中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
	8) 四国地方（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
	9) 九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
	10) 沖縄地方 （ 沖縄県 ）
(5)	本工事で求める施工実績は、平成22年度以降に引き渡した機械設備工事及び電気設備工事において、また土木工事においては過去に元請として施工した実績（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率

		20%以上の場合のものに限る。) であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有していればよい。
(6)	主任(監理)技術者・単体有資格業者又は特定建企業体(乙型)代表者	
	1)	本工事現場に専任で配置できること。ただし、請負代金額が四千五百万円(建築一式工事の場合は九千万円)未済の場合においては、専任を求めない。
	2)	工場製作期間を設定した場合は、工場製作期間に配置できること。
	3)	本工事で求める「主任(監理)技術者の現場工事経験」(以下、「工事経験」という。)を有する者であること。ただし、平成22年度以降に、元請けとして施工し引き渡し完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任(監理)技術者が工事経験を有していればよい。
	4)	上記の期間(以下「評価対象期間」という。)に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業(以下「長期休業」という。)を取得した場合は、評価対象期間を1年単位で延長する申請を行うことができ、長期休業期間が1年に満たない場合は、1年として切り上げて期間を延長することができる。なお、長期休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が1ヶ年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長することができる。(産前・産後休業とは「労働基準法」第65条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。)
	5)	工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者(現場代理人でも可)として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、非専任とする。専任とする場合は、コリンズに登録すること。
	6)	主任技術者は、水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る資格要件を満たす者であること。
	7)	監理技術者は、監理技術者資格者証(水又は機)及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
	8)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
	9)	監理技術等の兼務条件
		同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を五千万円(建築一式工事の場合は八千万円)以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を配置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千五百万円(建築一式工事の場合は九千万円)以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない(特例監理技術者を設置する場合を除く。)
	10)	単体有資格者の機械設備工事以下外の施工内容を実施する場合は、実績を有する各工種の工事担当技術者(特定建企業体(乙型)にあつては主任(監理)技術者を専任で配置すること。
(7)	特例監理技術者(建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者)及び監理技術者補佐(特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者)	
	1)	「3.9その他」において特例監理技術者配置を認める工事が「有」と記載さ

		れている場合、特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置することができる。
	2)	特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事相互の間隔（直線距離）が10km以内であること。その他の専任の要否は関係法令による。
	3)	工事経験を有する者であること。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の特例監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
		評価対象期間に長期休業を取得した場合の特例は、1(6)4)による。
	4)	特例監理技術者は、監理技術者資格者証（水又は機）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
	5)	工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、非専任とする。専任とする場合は、コリンズに登録すること。
	6)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
	7)	別に、監理技術者補佐を専任で配置すること。
	(8)	今回工事に直接関連する他の工事の請負契約を今回工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合、原則として今回工事に直接関連する他の工事においても本工事に配置された主任（監理）技術者又は特例監理技術者を継続して配置すること。
	(9)	設計担当技術者 単体有資格業者又は特定建企業体（乙型）代表者
	1)	設計経験は、平成22年度以降に元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に関して、企画・立案、基本システム設計、機器承諾図の作成取りまとめ又は照査・審査・確認若しくは承認・最終確認等の経験を有するものに限る。
		評価対象期間に長期休業を取得した場合の特例は、1(6)4)による。
	2)	①から⑦までのいずれかの資格又は実務経験を有する者であること。
		① 大学において機械工学科又はこれに相当する学科を卒業した者であつて、1.5年以上の機械設備の設計経験を有する者
		② 短期大学若しくは高等専門学校において機械科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、2.5年以上の機械設備の設計経験を有する者
		③ 高等学校において機械科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、3.5年以上の機械設備の設計経験を有する者
		④ 下水道技術検定（第1種又は第2種）を有する者であつて、0.5年以上の機械設備の設計経験を有する者
		⑤ 監理技術者資格者証（水又は機）を有する者であつて、1.5年以上の機械設備の設計経験を有する者
		⑥ 技術士（機械部門）を有する者
		⑦ 水道施設工事業又は機械器具設置工事業に係る5年以上の機械設備の設計経験を有する者
	3)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
	4)	実施設計時に配置を予定する設計担当技術者及び照査設計技術者のいずれかを兼ねることができる。
	5)	なお、特定建企業体（乙型）における設計担当技術者は代表者又は代表者以外から求めることができる。
	(10)	実施設計の配置予定技術者

	1)	実施設計経験は、平成 22 年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に限る。
		管理技術者は設計担当技術者及び設計照査技術者の双方を、設計担当技術者は設計照査技術者を、設計照査技術者は管理技術者をそれぞれ兼ねることはできない。
		管理技術者、設計担当技術者及び設計照査技術者は、競争参加資格（配置予定技術者）の設計担当技術者と兼ねることができる。
	2)	管理技術者
		管理技術者は技術士（上下水道部門、機械部門、衛生工学部門の何れかの資格、又は入札説明書に示す設計担当技術者の設計経験かつ 7 年以上の設計経験を有する者であること。
		直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
	3)	設計担当技術者
	(イ)	土木工種の設計担当技術者は、技術士（建設部門）の資格又は 1 級土木施工管理技士（職種土木）の資格を有すること又は監理技術者資格者証（土）を有する者であること。
	(ロ)	機械工種の設計担当技術者は、1 (9) と同等以上の者であること。
	(ハ)	電気工種の設計担当技術者は、入札公告、入札説明書共通（建設工事、総合評価・技術提案審査型）西日本本部 電気設備工事 1 (9) と同等以上の者であること。 ただし、自家発電設備の工事経験を求める場合で、配置予定の設計担当技術者が自家発電設備の設計経験を有していない場合は、別に設計経験を有する者を配置すること。ただし、この場合は別に配置する自家発電設備の設計経験を有している者を担当技術者として CORINS に登録すること。
	(二)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
	4)	設計照査技術者
	(イ)	土木工種の設計照査技術者は、技術士（建設部門）の資格又は 1 級土木施工管理技士（職種土木）の資格を有すること又は監理技術者資格者証（土）を有する者であること。
	(ロ)	機械工種の設計照査技術者は、1 (9) と同等以上の者であること。
	(ハ)	電気工種の設計照査技術者は、入札公告、入札説明書共通（建設工事、総合評価・技術提案審査型）西日本本部 電気設備工事 1 (9) と同等以上の者であること。 ただし、自家発電設備の工事経験を求める場合で、配置予定の設計担当技術者が自家発電設備の設計経験を有していない場合は、別に設計経験を有する者を配置すること。ただし、この場合は別に配置する自家発電設備の設計経験を有している者を担当技術者として CORINS に登録すること。
	(二)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
(10)		日本下水道事業団が発注した工事において、工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去 2 年間連続して 60 点未満でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること）。なお、過去 2 年間に対象となる工事成績評定通知書を有しない場合は、評定点の平均が過去 60 点以上として取り扱う。
	1)	過去 2 年間の対象となる工事は、入札公告日の属する年度の前々年度 10 月

		1日から前年度9月30日までに完成した工事とする。
(11)		競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること）。
	1)	「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道区域、東北区域、関東区域、北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。
		① 北海道区域（北海道）
		② 東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
		③ 関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
		④ 北陸区域（新潟県、富山県、石川県）
		⑤ 中部区域（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
		⑥ 近畿区域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
		⑦ 中国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
		⑧ 四国区域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
		⑨ 九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
(12)		本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体的場合は各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること）。
(13)		暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
(14)		以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
	1)	健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
	2)	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
	3)	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
2	設計業務等の受注者等	
(1)		1 (12)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1)から2)のいずれかに該当する者である（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること）。
	1)	当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
	2)	建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
3	総合評価に関する事項	
		別紙「総合評価による落札者の決定方法及び総合評価の方法」による
4	担当部局	

	(1)	特定建設共同企業体の認定、紙入札方式による参加（変更）承諾、競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること（以下、総合事務所契約課という。）。
		〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 4-1-3 大阪御堂筋ビル 6階 日本下水道事業団 近畿総合事務所 契約課 電話 06-7661-1223
	(2)	競争参加資格の確認（申請書及び資料の受付審査）に関すること（以下、設計センター企画調整課という。）。
		〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 4-1-3 大阪御堂筋ビル 6階 日本下水道事業団 西日本設計センター 企画調整課 電話 06-7661-1227
5	競争参加資格の確認等	
	(1)	本競争の参加希望者は、本工事の競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書、資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
	1)	提出方法
		電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）によるものとし、ファックスによるものは受付けない。
		電子入札システムにより提出する場合であって、申請書及び資料の合計ファイル容量が 10MB を越える場合は、持参又は郵送等により提出するものとする。持参又は郵送等での提出とする場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、持参又は郵送等による提出を行う場合は、電子入札システムにより、以下の内容を記載した「様式 2-2」を持参又は郵送等を行う前に送信すること。
		なお、電子入札システムによる、「様式 2-2」の事前送信を行っていない場合、持参又は郵送等による書類の提出は受付けない。
		① 持参又は郵送等する旨の表示
		② 持参又は郵送等の目録
		③ 持参又は郵送等のページ数
		④ 持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
		郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証（書留郵便）や受付印（託送）があるものは有効とする。送付当日に技術資料（事前申請書）郵送連絡書（様式 14）をファックスすること。
	2)	ファイル形式
		電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。
		① Microsoft Word：拡張子が DOC 又は DOCX
		② Microsoft Excel：拡張子が XLS 又は XLSX
		③ PDF ファイル：拡張子が PDF
		④ 画像ファイル：拡張子が JPG 又は GIF
		⑤ その他のアプリケーション：特別に認めたファイル形式
	3)	持参若しくは郵送等による場合又は紙入札方式による場合の提出場所

		設計センター企画調整課
	(2)	競争参加資格の確認結果は通知する。
	(3)	申請書及び資料等の作成説明会は行わない。
	(4)	特定建設共同企業体の場合、電子入札を利用することができるICカードは、特定建設共同企業体の代表会社のICカードとなるので、入札・見積に関する権限について、構成会社から代表会社への委任状を申請書の提出期限までに、契約職あてに提出しなければならない。ただし、申請書に入札・見積に関する権限が代表会社にある旨の記載がある場合は、提出は不要とする。なお、委任状の提出先は、総合事務所契約課とする。委任状の様式は、電子入札運用基準「様式2-2」とするが、委任する事項は、「競争参加資格の申請に関する一切の件」及び「入札及び見積りに関する一切の件」に限ることとする。
	(5)	その他
	1)	申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
	2)	契約職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
	3)	提出された申請書及び資料は、返却しない。
	4)	提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
	5)	申請書及び資料に関する問い合わせ先 設計センター企画調整課
6	競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	
	(1)	競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により説明を求められることができる。
	1)	書面は、 総合事務所契約課 に持参することにより提出するものとし、郵送等又はファックスによるものは受け付けない。
	(2)	契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により回答する。
	(3)	契約職が、 競争参加資格がないと認めた者 から説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。
7	入札に必要な図面等の交付	
	見積を行うために必要な工事現場説明書、仕様書、設計図面及び現場説明用設計書は下記のとおり交付する。	
	(1)	交付場所及び方法
		入札公告、入札説明書の「入札説明書、図面等の交付場所」に示した入札情報公開システムアドレスからダウンロードして取得すること。
		その他入札説明書添付資料は、日本下水道事業団ホームページからダウンロードして取得すること。 https://www.jswa.go.jp/nyusatsu/nyusatsu_youshiki.html
	1)	「低入札価格調査について（令和5年4月1日）」
	2)	「特別重点調査について（令和5年4月1日）」
	3)	「週休2日制適用工事について（令和6年9月1日）」
	4)	「週休2日交替制適用工事について（令和6年9月1日）」
	5)	「建設リサイクル法に関する工事実施要領（平成23年10月1日）」
	6)	「工事における「余裕期間の設定」の試行について」
	なお、入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担	

		当部局へその旨を申し出ること。
	(2)	担当部局 総合事務所契約課
		システム操作に関する問い合わせ先 電子入札総合ヘルプデスク (問い合わせ先の電話番号および時間は、入札公告、入札説明書の記載による。)
8	入札説明書に対する質問	
	(1)	入札説明書、入札公告に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出すること。(入札に必要な図面等に対する質問及び回答については、図面等に添付の工事現場説明書による。)
	1)	提出場所 総合事務所契約課
	2)	原則として、電子メールでの受付のみとし、回答も電子メールで行う。 持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く提出期間中毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
		提出先 メールアドレス jskinki-keiyaku@jswa.go.jp 送信する際の件名は質問書であることその他、工事名・会社名を記入すること。 例) 件名:【質問書】〇〇市△△浄化センター建設工事(◇◇工業(株))
9	入札書の提出方法	
	入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の承諾を得た者は紙により持参又は郵送等すること。ファックスによるものは認めない。	
	(1)	紙入札方式における入札書の提出場所 総合事務所契約課
10	入札方法等	
	(1)	入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封かんのうえ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等により提出すること。
		なお、入札の辞退を希望する者は、上記の入札を行わないこと。併せて、速やかに入札辞退届(商号又は名称、所在地、あて名、日付、工事名及び入札を辞退する旨を記載し、代表者の押印があるものに限る。)を持参又は郵送等により提出すること。
	(2)	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力(紙入札方式の場合は入札書に記載)すること。
	(3)	特定建設共同企業体の場合、入札書の連絡先・商号欄には、特定建設共同企業体の名称を入力すること。 契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、特定建設共同企業体の代表会社の代表者及び特定建設共同企業体の構成会社の代表者が記名押印した入札書を提出すること。
	(4)	入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表する場合の入札執行回数は、原則として1回を限度とする。
11	入札保証金及び契約保証金	
	(1)	入札保証金
		免除。

	(2)	契約保証金
		納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店）
		ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
	(3)	契約保証金の額
		工事現場説明書のとおり
1 2		工事費内訳書の提出
	(1)	第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
		工事費内訳書の様式は、現場説明用設計書の様式-1～様式-5 を使用し、費目、工種、種別、細別、単位、数量、単価、金額等を明らかにし、1) 又は 2) により提出すること。
		また、提出する工事費内訳書には、表紙（様式は自由）を添付し、発注者名（宛名）、発注案件名（工事名）及び提出業者名を記載し、代表者印を押印（電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合は不要。）すること。
	1)	電子入札方式の場合
		提出方法
		工事費内訳書を 5 (1)2) に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。なお、入札書画面の提出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案値が添付されていない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出ボタンの押下を行う。
		郵送等について
		工事費内訳書のファイル容量が 10MB を超える場合には、工事費内訳書についてのみ持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。持参又は郵送等で提出する場合には、工事費内訳書の一式を持参又は送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等に当たっては、書留郵便等の記録が残る方法を必ず利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書きし、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。持参又は郵送等により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。
		① 持参又は郵送等する旨の表示
		② 持参又は郵送等の目録
		③ 持参又は郵送等のページ数
		④ 持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
		持参又は郵送等による場合の提出先 総合事務所契約課
		ファイル形式
		電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、5 (1)2) のいずれかの形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。
	2)	紙入札方式の場合
		入札書及び工事費内訳書を郵送等又は持参により提出すること。
		郵送等により提出する場合には、郵便書留等の配達記録が残る方法を必ず利用すること。

		入札書及び工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に「入札書及び工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に入札書、表封筒と中封筒の間に工事費内訳書を入れ、入札日及び入札件名を表示のうえ、各々封かんをして提出すること。
	(2)	工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
	(3)	提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
	(4)	契約職は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。
	(5)	工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
	1)	未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）
	(イ)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(ロ)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(ハ)	他の工事の内訳書である場合
	(ニ)	白紙である場合
	(ホ)	内訳書に押印がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(ヘ)	内訳書が特定できない場合
	(ト)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
	2)	記載すべき事項が欠けている場合
	(イ)	内訳の記載が全くない場合
	(ロ)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
	3)	添付すべきではない書類が添付されていた場合
	(イ)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
	4)	記載すべき事項に誤りがある場合
	(イ)	発注者名に誤りがある場合
	(ロ)	発注案件名に誤りがある場合
	(ハ)	提出業者名に誤りがある場合
	(ニ)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
	5)	その他未提出又は不備がある場合
1 3	開札	
	(1)	開札方法等
		開札は電子入札システムにより行う。
		紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。なお、紙入札方式による入札参加者で1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札を辞退したものとして取り扱う。
	(2)	紙入札方式の開札場所
		〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 4-1-3 大阪御堂筋ビル 6階 日本下水道事業団 近畿総合事務所 入札室 電話 06-7661-1223
1 4	入札の無効	
		入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札現場説明書並びに日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を

	行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時において1に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
15	主任（監理）技術者・単体有資格業者又は特定建企業体（乙型）代表者の確認等
(1)	同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者として申請した場合又は複数の技術者を 配置予定技術者 として申請した場合の対応。
1)	入札後落札者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに 総合事務所契約課 に連絡するとともに、電子入札システムの入札状況一覧に表示される辞退申請書の提出ボタンによりその旨の申し出を行う。
2)	申し出が許可された場合は、当該入札を無効とする。この場合においては、速やかに「様式13-1」の申出書を持参又は郵送等により提出する。申出書の提出場所は 総合事務所契約課 とする。
3)	事実が認められなかった場合又は辞退申請がなされなかった場合には、指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。
4)	入札後落札者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより、申請した複数名のいずれかの配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに 総合事務所契約課 に連絡するとともに、速やかに「様式13-2」の申出書を持参又は郵送等により提出する。申出書の提出場所は 総合事務所契約課 とする。
(2)	落札者決定後、 コリンズ 等により、配置予定技術者について 専任制違反 の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置 予定 技術者を変更する場合は、入札説明書に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
(3)	入札前に届け出した主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置すること。
(4)	工事現場に配置した主任技術者又は監理技術者の変更は、原則として認められないが、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別でやむを得ないとして承認された場合のほか、下記に該当する場合についても、監督職員との協議により、変更することができる。
	なお、変更する場合は、本工事の入札公告等に掲げる工事経験及び資格要件の基準を満たし、かつ、入札時における主任技術者又は監理技術者と同等以上の評価点の合計値となる者を配置しなければならない。
1)	入札公告等に指定部分工期又は複数の配置期間が設定されている場合。
2)	入札公告等に示した配置予定期間外において、受注者の責めに帰すべきでない理由により新たな現場施工期間が生じ、技術者の配置が新たに必要となった場合。
3)	一つの契約工期が2か年以上に及び、かつ、現場施工期間が18カ月以上に及ぶなど、やむを得ないとして承認された場合。
(5)	複数名申請した場合で、落札決定通知を受けた者は、通知を受けた翌日から2日以内（土、日、祝日は除く）に、配置する技術者の氏名を 設計センター企画調整課 にファックスで通知するものとする。
16	デザイン・ビルトに係る事項
(1)	本工事は、競争参加希望者に申請書及び資料の提出を求め競争参加資格の確認を行

		ったうえで、競争参加希望者から提出された、デザイン・ビルドに係る技術提案書（以下「技術提案書」という）に基づき、詳細設計及び施工を一括して契約するデザイン・ビルド方式の工事である。
	(2)	要求水準書の定めにより提出された技術提案書が優良であり、かつ要求水準書で定める条件を全て満たしていること。
	1)	技術提案書は入札説明書、要求水準書等に定める内容を全て記載して提出すること。
	2)	技術提案書の記載内容は、当該施設、躯体構造などに適合したものであること。
	3)	技術提案書に係る技術対話は必要により行う。
	4)	本工事に係る提案上限価格は以下のとおりである。
	(イ)	金 2,407,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む）
	(ロ)	上記の提案上限価格は、実施設計・建設工事に係る対価を合計した額である。
	(ハ)	上記の提案上限価格には、電気料金、水道料金及び薬品費を含む。
	(ニ)	上記の提案上限価格には、入札説明書等に規定する物価変動による増減額は含まない。
	(ホ)	技術提案書提出時に見積書（様式 50-2 記載額をいう）に記載した実施設計費および建設工事費の合計額が、上限額を上回る技術提案書は、これを無効とする。
17	再苦情申立て	
	(1)	本工事の競争参加資格がないと認められた理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。再苦情の申立てについては日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。
	(2)	再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
	1)	受付窓口 総合事務所契約課
	2)	受付時間
		土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで
18	関連情報を入手するための照会窓口	
	(1)	特定建設共同企業体の認定、紙入札方式による参加（変更）承諾、競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること。 総合事務所契約課
	(2)	競争参加資格の確認（申請書及び資料の受付審査）に関すること。 設計センター企画調整課
19	その他	
	(1)	手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
	(2)	入札参加者は、日本下水道事業団電子入札運用基準、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団電子入札運用基準及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）を遵守すること。
	(3)	申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。

	電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日、9時00分から17時30分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、日本下水道事業団ホームページで公開する。
(4)	日本下水道事業団ホームページアドレス https://www.jswa.go.jp/
	障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
	1) 障害発生時
	電子入札総合ヘルプデスク TEL:0570-021-777（平日 9:00-12:00 13:00-17:00） Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com
	2) 電子入札システム操作等
	電子入札システム 日本下水道事業団ホームページ内の電子入札システムページ
(5)	ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、 総合事務所契約課 へ連絡すること。
(6)	入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
(7)	第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、電子入札、紙入札方式により持参、郵送等が混在する場合があるため、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
(8)	本工事が「再公告工事」の場合
	前回開札の入札において、下記のいずれかの理由により契約職から入札を無効とする旨を通知された入札参加者は応募できない。
	1) 事後審査で競争参加資格のない者
	2) 競争参加資格確認申請書類の不備の者
(9)	3) 低入札価格調査、特別重点調査の結果又は施工体制の確認に関する追加資料の審査の結果、適切な履行がされない恐れがあると認められた者
	本工事が「停止条件付入札公告」の場合
(10)	この入札による契約は、委託団体と日本下水道事業団との建設工事委託に関する協定の締結を要することから、開札の日において協定が締結されていない場合は、入札を取り止め又は開札を延期する。この場合、日本下水道事業団は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
	本工事が「契約後VE方式の試行工事」の場合
	契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要が認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書による。
別紙 「総合評価による落札者の決定方法及び総合評価の方法」	
「技術力審査型」「施工計画審査型」又は「技術提案審査型」かつ「施工体制確認型」を含む場合	
1	総合評価による落札者の決定方法及び総合評価の方法
(1)	入札参加者は「価格」、「本工事の総合評価に係る資料」及び「品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況」をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道

		<p>事業団会計規程（昭和 48 年規程第 8 号）第 56 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、「2 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。</p> <p>ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。</p>
	(2)	<p>評価値の最も高い者が 2 者以上ある場合は、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札を定めるものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札者を定めるものとする。</p>
	(3)	<p>落札者を決定した場合には、電子入札システムにより入札参加者にその旨通知する。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、ファックスにより通知する。</p>
	(4)	<p>落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、低入札価格調査を行う。なお、低入札価格調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「低入札価格調査について」による。</p> <p>また、本工事が特別重点調査を試行する工事の場合は、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない対象者のうち、特別重点調査実施の基準に該当する者を対象として特別重点調査を行う。なお、特別重点調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「特別重点調査について」による。</p>
	(5)	<p>低入札価格調査又は特別重点調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。</p>
	(6)	<p>落札者となるべき者は、低入札価格調査及び特別重点調査に必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある者とし落札者としなないことがある。</p>
2	総合評価の方法	
	(1)	<p>価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「価格評価点」、「技術評価点」及び「施工体制評価点」の合計により得た「評価値」をもって行う。</p>
	(2)	<p>「価格評価点」は、下記の計算方法により算出する。価格評価点は、小数第 4 位以下を切り捨てるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準価格以上、予定価格以下で応札した者 $\text{価格評価点} = 10 / (100 - b) \times (100 - a)$ ・ 調査基準価格未満、施工体制が著しく確保されない恐れがある価格以上で応札した者 $\text{価格評価点} = (10 / (b - c)) \times (a - c)$ $a = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$ $b = (\text{調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$ $c = (\text{施工体制が著しく確保されない恐れがある価格} / \text{予定価格}) \times 100$ ・ 施工体制が著しく確保されない恐れがある価格未満で応札した者 $\text{価格評価点} = 0$
	(3)	<p>「技術評価点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、評価項目毎に評価点を算出し、その合計点を「技術評価点」として与える。ただし、</p>

		施工体制が十分確保されていない場合は、施工体制評価点の満点に対する割合を技術提案の評価点に乘じ、小数点以下第4位を切り捨てた数値を技術評価点とする。
	(4)	「施工体制評価点」は予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、品質確保の実効性、施工体制確保の実効性の評価項目毎に評価点を算出し、その合計点とする。
	(5)	品質確保の実効性、その他施工体制確保の実効性の確認を行うため、ヒアリングを実施する場合がある。
本工事が「施工計画審査型」及び「技術提案審査型」の場合は、下記(6)～(9)を適用する。		
	(6)	技術提案の採否については、「競争参加資格確認通知書」により、入札の可否及び技術提案の評価を下記のとおり通知する。なお、技術提案が採用されなかった場合は標準案により入札に参加することができる。
		○：可（技術提案に基づく入札をされたい。加対象とする。）
		一：可（技術提案に基づく入札をされたい。加対象としない。）
		×：否（標準案に基づく入札をされたい。施工不可とする。）
	(7)	技術提案は、入札説明書の仕様書、設計図面及び現場説明設計図書（以下「標準案」という。）を満足するとともに当該施設、躯体構造などに適合したものとすること。
	(8)	技術提案についてヒアリングを行う場合がある。
	(9)	受注者の責により、実施されないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、減額変更する場合がある。
3	評価項目	別紙「総合評価に関する事項」による。
4	評価基準	別紙「総合評価に関する事項」による。
5	評価に係る確認等	別紙「総合評価に関する事項」による。
本工事が「施工計画審査型」「技術提案審査型」及び「デザイン・ビルド」の場合は、下記を適用する。		
6	評価内容の担保	
	(1)	受注者は、入札前に提出した技術提案を確実に履行する責がある。
	(2)	受注者の責により入札時に提出された施工計画、技術提案内容の施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減点する。 また、「技術提案審査型」における技術提案については、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、加えて減額変更を行う場合がある。
	(3)	総合評価に関する工事成績評定点の減点は、最大15点とする。
	(4)	減額変更の減額金額は、下記の算出方法による。なお、再評価値とは、実際に施工した内容に基づき算出した技術評価点により求められた「評価値」とする（「価格評価点」は含まない）。 減額金額 = {(受注時評価値 - 再評価値) / 100} × 受注金額
	(5)	履行にあつての留意事項等は、入札説明書別紙「総合評価に関する事項」による。

別紙 「総合評価による落札者の決定方法及び総合評価の方法」	
「技術力審査型」「施工計画審査型」又は「技術提案審査型」の場合	
1	総合評価による落札者の決定方法
(1)	入札参加者は「価格」、「本工事の総合評価に係る資料」をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和 48 年規程第 8 号）第 56 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、「2 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
(2)	評価値の最も高い者が 2 者以上ある場合は、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札を定めるものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
(3)	落札者を決定した場合には、電子入札システムにより入札参加者にその旨通知する。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、ファックスにより通知する。
(4)	落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、低入札価格調査を行う。なお、低入札価格調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「低入札価格調査について」による。また、本工事が特別重点調査を試行する工事の場合は、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない対象者のうち、特別重点調査実施の基準に該当する者を対象として特別重点調査を行う。なお、特別重点調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「特別重点調査について」による。
(5)	低入札価格調査又は特別重点調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
(6)	落札者となるべき者は、低入札価格調査及び特別重点調査に必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある者とし落札者としなないことがある。
2	総合評価の方法
(1)	価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「価格評価点」、「技術評価点」の合計により得た「評価値」をもって行う。
(2)	「価格評価点」は、下記の計算方法により算出する。価格評価点は、小数第 4 位以下を切り捨てるものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準価格以上、予定価格以下で応札した者 $\text{価格評価点} = 10 / (100 - b) \times (100 - a)$ ・ 調査基準価格未満、施工体制が著しく確保されない恐れがある価格以上で応札した者 $\text{価格評価点} = (10 / (b - c)) \times (a - c)$ $a = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$

	<p>$b = (\text{調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$ $c = (\text{施工体制が著しく確保されない恐れがある価格} / \text{予定価格}) \times 100$ ・施工体制が著しく確保されない恐れがある価格未満で応札した者 価格評価点 = 0</p>
(3)	「技術評価点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、評価項目毎に評価点を算出し、その合計点を「技術評価点」として与える。
本工事が「施工計画審査型」及び「技術提案審査型」の場合は、下記(4)～(7)を適用する。	
(4)	技術提案の採否については、「競争参加資格確認通知書」により、入札の可否及び技術提案の評価を下記のとおり通知する。なお、技術提案が採用されなかった場合は標準案により入札に参加することができる。
	○：可（技術提案に基づく入札をされたい。加点対象とする。）
	一：可（技術提案に基づく入札をされたい。加点対象としない。）
	×：否（標準案に基づく入札をされたい。施工不可とする。）
(5)	技術提案は、入札説明書の仕様書、設計図面及び現場説明設計図書（以下「標準案」という。）を満足するとともに当該施設、躯体構造などに適合したものとすること。
(6)	技術提案についてヒアリングを行う場合がある。
(7)	受注者の責により、実施されないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、減額変更する場合がある。
3	評価項目 別紙「総合評価に関する事項」による。
4	評価基準 別紙「総合評価に関する事項」による。
5	評価に係る確認等 別紙「総合評価に関する事項」による。
本工事が「施工計画審査型」「技術提案審査型」及び「デザイン・ビルド」の場合は、下記を適用する。	
6	評価内容の担保
(1)	受注者は、入札前に提出した技術提案を確実に履行する責がある。
(2)	受注者の責により入札時に提出された施工計画、技術提案内容の施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減点する。 また、「技術提案審査型」における技術提案については、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、加えて減額変更を行う場合がある。
(3)	総合評価に関する工事成績評定点の減点は、最大15点とする。
(4)	減額変更の減額金額は、下記の算出方法による。なお、再評価値とは、実際に施工した内容に基づき算出した技術評価点により求められた「評価値」とする（「価格評価点」は含まない）。 減額金額 = $\{(\text{受注時評価値} - \text{再評価値}) / 100\} \times \text{受注金額}$
(5)	履行にあつての留意事項等は、入札説明書別紙「総合評価に関する事項」による。

用語の定義	
1	機械設備工事（沈砂池設備を含むものに限る） 沈砂池水路設置型の除じん機械設備、除砂機械設備のいずれかを含むものとする。
2	機械設備工事（反応タンク設備および最終沈殿池設備を含むものに限る） 同一処理場同一系列の反応タンク（散気設備、機械式曝気設備等を含む）、返送汚泥ポンプ及び最終沈殿池設備（汚泥掻き寄せ機等を含む）を 全て 含むものとする。 今回対象の処理方式が膜分離活性汚泥法、回分式活性汚泥法、好気性ろ床法及び嫌気好気ろ床法の場合は、同一処理場同一系列の反応タンク（散気設備、機械式曝気設備等を含む）を含むものとする。 今回対象の処理方式が接触酸化法及び回転生物接触法の場合は、同一処理場同一系列の反応タンク（散気設備、機械式曝気設備等を含む）及び最終沈殿池設備（汚泥掻き寄せ機等を含む）を含むものとする。
3	機械設備工事（反応タンク設備を含むものに限る） 同一処理場同一系列の反応タンク（散気設備、機械式曝気設備等を含む）及び返送汚泥ポンプを 全て 含むものとする。 今回対象の処理方式が膜分離活性汚泥法の場合は、反応タンク（散気設備、機械式曝気設備等を含む）を 含むもの とする。
4	機械設備工事（薬注、脱水設備を含むものに限る） 同一処理場同一系列の脱水設備（脱水機、汚泥供給ポンプ等を含む）及び薬注設備（薬品溶解タンク、薬品溶解装置及び薬注ポンプ等を含む）を 全て 含むものとする。 今回対象工事に薬注設備（薬品溶解タンク、薬品溶解装置及び薬注ポンプ等を含む）が含まれない場合は、薬注設備（薬品溶解タンク、薬品溶解装置及び薬注ポンプ等を含む）を除くものとする。
5	機械設備工事（機械濃縮設備を含むものに限る） 同一処理場同一系列の機械濃縮機、汚泥供給ポンプ、薬品溶解タンク、薬品溶解装置及び薬注ポンプを 全て 含むものとする。 薬注設備を必要としない機械濃縮設備は、薬品溶解タンク、薬品溶解装置、薬注ポンプを除く。
6	標準法類似処理法 標準活性汚泥法、酸素活性汚泥法、長時間エアレーション法（単槽式無酸素好気運転法、オキシデーションディッチ法は除く）、嫌気無酸素好気法、循環式硝化脱窒法、ステップ流入式多段硝化脱窒法、硝化内生脱窒法、嫌気好気活性汚泥法、担体利用処理法とする。
7	下水道類似施設 農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設及び処理人口500人以上の地域し尿処理施設とする。 今回対象工事が下記の内容である場合は、下水道類似施設に河川排水機場が含まれる。 (1) 当該処理場の処理方式がPOD（全体計画下水量：1,200 m ³ /日以下）における水処理設備工事。 (2) ポンプ場における水処理設備工事。 (3) ポンプ設備工事。
8	長寿命化工事 「更生工法あるいは部分（「下水道施設の改築について（国土交通省 下水道事業課長通知）」別表に定める小分類未満の規模）取り替え等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する長寿命化対策を行う工事」をいう。
9	設計担当の配置予定技術者 設計図書に基づき受注者が実施する設計管理（企画・立案、基本システム設計、機器承諾

	図の作成取りまとめ又は照査・審査・確認又は承認・最終確認等) を行う者をいう。	
	競争参加申請時に提出する様式の記載方法	
1	競争参加資格確認申請書	
	(1)	「様式2-1」により作成する。
2	競争参加資格確認資料	
	(1)	施工実績
	1)	平成22年度以降に工事が完成し、引き渡しが進んでいるものにより記載する。
	2)	本工事の競争参加資格があることが確認できる施工実績を「様式3」に記載し提出すること。
	3)	同一系列の施工実績が複数の工事に分割されている場合に限り、複数の工事をまとめて施工実績とすることができる。
	4)	施工実績として記載した工事に係る(一財)日本建設情報総合センター「工事实績情報システム(以下「コリンズ」という)」発行の「登録内容確認書」の写しを提出すること。ただし、当該工事がコリンズに登録されていない場合、契約書の写し(工事名、請負代金額、工期、発注者、受注者(特定又は経常建設共同企業体を構成している場合にあっては各構成員の出資割合が確認できること。))が記載されている部分。)及び工事内容が判断できる資料を公告要件に応じて抜粋し、提出すること。これらで確認できない場合は「様式6-4」を提出すること。
	(2)	現場工事期間の配置予定技術者(現場工事経験)
	1)	監理技術者又は特例監理技術者は、1(6)及び(7)で指定する監理技術者資格者証を有する者とする。
	2)	主任技術者は、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。なお、実務経験で提出する場合は「様式6-2」に法令で定めた実務経験年数を記入して提出すること。
	3)	同一の技術者を複数工事の配置予定の技術者として重複して申請する場合、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該資料の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。 また、低入札価格調査又は特別重点調査のため落札決定が保留されている間は、低入札価格調査又は特別重点調査の対象者は同一の配置予定技術者を従事期間の重複する他の工事の入札に参加させてはならない。
	4)	配置予定技術者の資格・工事経験は、「様式4-1」に、コリンズで工事経験が確認できない場合は、「様式6-1」の従事経験証明書に記載し提出すること。また、複数の工事を合わせて対象工事の機械設備工事内容を満足する場合は、「様式4-1」を複数枚とし資料を合わせて提出すること。なお、工事経験が確認できる資料として、コリンズ、契約書、特記仕様書、図面等の写しを提出すること。
	5)	配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び必要な資格を有することを証明する資料を提出すること。
	6)	申請時において従事及び登録している全ての工事について記載すること。現在、他工事に従事していない場合は、「なし」と記載し、他工事に従事し

			本工事の現場工期と重複する場合は、対応措置を記載すること。
	7)		配置予定技術者は、3名を限度として申請することができるが、評価対象の技術者は最も低いと判断された者とする。
	(3)	工場製作期間の配置予定技術者	
	1)		1 (6)で指定する監理技術者資格者証を有する者、若しくは建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。
	2)		配置予定技術者の資格は「様式4-2」に、実務経験によるものは「様式6-2」に記載すること。
	3)		配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び 必要な資格を有することを証明する資料 を提出すること。
	(4)	設計担当技術者	
	1)		配置予定技術者の資格は、1 (9)に指定する監理技術者証を有する者、若しくは実務経験を有する者とする。なお、実務経験で提出する場合は、「様式6-3」に要求する設計経験を記入して提出する。
	2)		配置予定技術者の資格・設計の設計経験及び従事経験証明書は、「様式5」及び「様式6-1」に記載し提出すること。また、複数の工事を合わせて対象工事の機械設備工事内容を満足する場合は、「様式5」を設計経験が含まれる工事ごとに作成すること。なお、設計管理の業務が確認できる資料として、 コリンズ 、契約図書、承諾図書、書面等の写しを提出すること。ただし、「その他付属設備」については設計経験を問わない。
	3)		配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び 必要な資格を有することを証明する資料 を提出すること。
	(5)	デザイン・ビルドに関する事項	
	1)		デザイン・ビルド方式にかかる提出図書類は、技術提案書とする。
	2)		なお、期限までに申請書、資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
	3)		デザイン・ビルドに係る技術提案書
		(イ)	16デザイン・ビルトに係る事項に掲げる資格があることを判断できる提出資料を要求水準書に基づき提出すること。
		(ロ)	日本下水道事業団が提出された技術提案書を有効と認めることにより、提出者の責任が軽減されるものではないことを確認のうえ提案すること。
		(ハ)	要求水準書は本施設の基本的内容について定めたものであり、技術提案書において提案する設備・装置および機器類は、必要な能力と規模を有し、かつ管理的経費の節減を十分に配慮したものとすること。
		(ニ)	技術対話後の技術提案書の再提出を要請する場合があります、提出者は再提出に応じなければならない。
		(ホ)	技術対話の日時、時間等必要事項は別途通知する
	4)	技術提案書に対する審査内容	
		技術提案書における評価の着眼点は下記のとおりとする	
		(イ)	要求水準書に提示した設計条件の適合の可否。
		(ロ)	要求水準書に提示した技術要件の適合の可否
	5)	技術提案書の再提出	
		日本下水道事業団の要請により、技術提案書の再提出を行う場合は、次の要領で行う。なお技術提案書の再提出要請は、複数回申請する場合がある	
		(イ)	再提出の要請：提出の要・不要を別途通知する。

		(ロ)	提出期間 : 別途通知する。なお土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで。
		(ハ)	提出場所 : 4(2)に同じ
		(二)	提出方法 : 技術提案書の再提出は、提出場所へ持参することにより行うものとし、郵送(託送を含む)又はファックスによるものは受け付けない。
	(6)	指名停止措置	
		1)	「指名停止措置対象団体」に記載の団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「様式9-1」を提出すること。

		別紙
	入札公告、入札説明書共通（建設工事、事前審査）	
	西日本本部 一般土木工事、建築工事共通	
1	競争参加資格	
	本工事に係る単体有資格業者・土木工事及び特定建設特定建企業体（乙型）代表者以外（土木工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事を施工する者）に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。	
	(1)	工事請負業者の選定等に関する達（平成6年達第7号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
	(2)	単体有資格業者においては日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。特定建設共同企業体においては日本下水道事業団における本工事に係る特定建設共同企業体として認定を受けていること。
		会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
	(3)	会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
	(4)	本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る営業所（本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を必要となる所在地に有する者であること。
		「建設業の許可を有する営業所等の所在地」に、近畿地方、中国地方、四国地方、九州地方又は 沖縄地方 との記載がある場合、その地方に含まれる都道府県は次のとおりとし、記載された地方のいずれかの都道府県内に必要な許可に係る営業所を有すること。
	1)	近畿地方（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
	2)	中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
	3)	四国地方（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
	4)	九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
	5)	沖縄地方（沖縄県）
	(5)	本工事で求める施工実績は、過去に元請として施工し引き渡した実績（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有していればよい。
	(6)	主任（監理）技術者に係る単体有資格業者・土木工事及び特定建設特定建企業体（乙型）代表者以外（土木工事、建築機械設備工事、及び建築電気設備工事を施工する者）
	1)	本工事現場に専任で配置できること。ただし、請負代金額が 四千五百万円未満 （建築工事一式においては 九千万円未満 ）の場合においては、専任を求めない。
	2)	「3.7対象工事」に「土木工事」又は「土木・建築工事」との記載がある場合、単体有資格業者又は特定建設共同企業体の構成員のいずれもが1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士（種別を「土木」とするものに限る。）又はこ

			れと同等以上の資格を有する者並びに土木工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者を配置できること。
		3)	「3.6 工事内容」に「建築工事」又は「建築・土木工事」との記載がある場合、単体有資格業者又は特定建設共同企業体の構成員のいずれもが1級建築士、1級建築施工管理技士、2級建築士、2級建築施工管理技士（種別を「建築」とするものに限る。）又はこれと同等以上の資格を有する者並びに建築工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者を配置できること。
		4)	本工事で求める「主任(監理)技術者の現場工事経験」（以下、「工事経験」という。）を有する者であること。ただし、過去に元請として施工し引渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任(監理)技術者が工事経験を有していればよい。
		5)	工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、非専任とすることができる。専任とする場合は、「工事実績情報システム（コリンズ）（以下「コリンズ」という）」に登録すること。
		6)	特定建設共同企業体（甲型）の代表者以外の構成員については、主任技術者又は監理技術者のいずれかを適切に配置すること。なお、代表者以外の構成員が配置する主任技術者又は監理技術者には、工事経験を求めない。
		7)	監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
		8)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
		9)	監理技術者等の兼務条件 同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を配置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない（特例監理技術者を設置する場合を除く。）。
	(7)		特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者）及び監理技術者補佐（特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者）
		1)	配置の「有・無」は、入札公告、入札説明書の「3.9 その他」及び「3.9 その他」の補足説明による。
		2)	特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事相互の間隔（直線距離）が10km以内であること。その他の専任の要否は関係法令による。
		3)	工事経験を有する者であること。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の特例監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
		4)	工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験をすることができ

		る。なお、この場合の担当技術者は、非専任とすることができる。専任とする場合は、コリンズに登録すること。
	5)	監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
	6)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
	7)	別に、監理技術者補佐を専任で配置すること。
	(8)	今回工事に直接関連する他の工事の請負契約を今回工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合は、原則として今回工事に直接関連する他の工事においても本工事に配置された主任（監理）技術者又は特例監理技術者を継続して配置すること。
	(9)	建築工事担当技術者
		本工事で建築工事担当技術者の配置を求めている場合、単体有資格業者又は代表者は、以下の1)から4)を満足する技術者を配置すること。
	1)	建築一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有すること。
	2)	工事経験は、不要とする。
	3)	単体有資格業者又は代表者と、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
	4)	土木工事担当技術者は、1)の資格を有する場合は、 建築工事担当技術者を兼ねることができる。
	(10)	土木工事担当技術者
		本工事で土木工事担当技術者の配置を求めている場合、単体有資格業者又は代表者は、土木工事の現場施工の全期間にわたり、以下の1)から4)を満足する技術者を配置すること。
	1)	土木一式工事の主任技術者又は監理技術者になりうる資格を有すること。
	2)	工事経験は、不要とする。
	3)	単体有資格業者又は代表者と、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
	4)	建築工事担当技術者は、1)の資格を有する場合は、土木工事担当技術者を兼ねることができる。
	(11)	日本下水道事業団が発注した工事において、工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去2年間連続して60点未満でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること）。 なお、過去2年間に対象となる工事成績評定通知書を有しない場合は、評定点の平均が過去60点以上として取り扱う。
		過去2年間の対象となる工事は、 入札公告日の属する年度の前々年度10月1日から前年度9月30日までに完成した工事とする。
	(12)	競争参加資格確認資料（以下「申請書」という。）の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること）。
	1)	「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。
		① 近畿区域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
		② 中国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
		③ 四国区域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
		④ 九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

	(13)	本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体の場合は各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
	(14)	暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
	(15)	以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
	1)	健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
	2)	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
	3)	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
2	設計業務等の受注者等	
	1	(13)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の(1)から(2)のいずれかに該当する者である（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
	(1)	当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
	(2)	建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
3	総合評価に関する事項	
		別紙「総合評価による落札者の決定方法及び総合評価の方法」による。
4	担当部局	
	(1)	特定建設共同企業体の認定、紙入札方式による参加（変更）承諾、競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること（以下、近畿総合事務所契約課という。）。
		〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル6階 日本下水道事業団 近畿総合事務所 契約課 電話 06-7661-1223
	(2)	競争参加資格の確認（申請書の受付審査）に関すること（以下、西日本設計センター企画調整課という。）。
		〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル6階 日本下水道事業団 西日本設計センター 企画調整課 電話 06-7661-1227
5	競争参加資格の確認等	
	(1)	本競争の参加希望者は、本工事の競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、 申請書及び資料 を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに 申請書、資料 を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
	1)	提出方法
		電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）によるものとし、ファックスによるものは受け付けない。
		電子入札システムにより提出する場合であって、 申請書及び資料 の合計ファイル容量が 10MB を越える場合は、持参又は郵送等により提出するものとする。

		持参又は郵送等での提出とする場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、持参又は郵送等による提出を行う場合は、電子入札システムにより、以下の内容を記載した「様式 2-2」を持参又は郵送等を行う前に送信すること。
		電子入札システムによる、「様式 2-2」の事前送信を行っていない場合、持参又は郵送等による書類の提出は受け付けない。
		①持参又は郵送等する旨の表示
		②持参又は郵送等の目録
		③持参又は郵送等のページ数
		④持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
		郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証（書留郵便）や受付印（託送）があるものは有効とする。送付当日に技術資料（申請書）郵送連絡書（様式 14）をファックスすること。
	2)	ファイルの形式
		電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。
		① Microsoft Word：拡張子が DOC 又は DOCX
		② Microsoft Excel：拡張子が XLS 又は XLSX
		③ PDF ファイル：拡張子が PDF
		④ 画像ファイル：拡張子が JPG 又は GIF
		⑤ その他のアプリケーション：特別に認めたファイル形式
	3)	持参若しくは郵送等による場合又は紙入札方式による場合の提出場所
		西日本設計センター企画調整課
	(2)	競争参加資格の確認結果は通知する。
	(3)	申請書及び資料等の作成説明会は行わない。
	(4)	特定建設共同企業体の場合、電子入札を利用することができる IC カードは、特定建設共同企業体の代表会社の IC カードとなるので、入札・見積に関する権限について、構成会社から代表会社への委任状を申請書の提出期限までに、契約職あてに提出しなければならない。ただし、申請書に入札・見積に関する権限が代表会社にある旨の記載がある場合は、提出は不要とする。なお、委任状の提出先は、近畿総合事務所契約課とする。委任状の様式は、電子入札運用基準「様式 2-2」とするが、委任する事項は、「競争参加資格の申請に関する一切の件」及び「入札及び見積りに関する一切の件」に限ることとする。
	(5)	その他
	1)	申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
	2)	契約職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
	3)	提出された申請書及び資料は返却しない。
	4)	提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
	5)	申請書及び資料に関する問い合わせ先 西日本設計センター企画調整課
6		競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
	(1)	競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。
	1)	書面は、近畿総合事務所契約課に持参することにより提出するものとし、郵送等又はファックスによるものは受け付けない。

	(2)	契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により回答する。
	(3)	契約職が、 競争参加資格がないと認めた者 から説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。
7		入札に必要な図面等の交付
		見積を行うために必要な工事現場説明書、仕様書、設計図面及び現場説明用設計書は下記のとおり交付する。
	(1)	交付場所及び方法
		入札公告、入札説明書の「入札説明書、図面等の交付場所」に示した入札情報公開システムアドレスからダウンロードして取得すること。
		なお、入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。
	(2)	担当部局 近畿総合事務所契約課
		システム操作に関する問い合わせ先 電子入札総合ヘルプデスク (問い合わせ先の電話番号および時間は、入札公告、入札説明書の記載による。)
8		入札説明書に対する質問
	(1)	入札説明書、入札公告に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出すること（入札に必要な図面等に対する質問及び回答については、図面等に添付の工事現場説明書による。）。 1) 提出場所 近畿総合事務所契約課
	2)	原則として、電子メールでの受付のみとし、回答も電子メールで行う。 持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く提出期間中毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。）
		提出先 メールアドレス jskinki-keiyaku@jswa.go.jp 送信する際の件名は質問書であることその他、工事名・会社名を記入すること。 例) 件名： 【質問書】〇〇市△△浄化センター建設工事（◇◇工業（株）
9		入札書の提出方法
		入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の承諾を得た者は紙により持参又は郵送等すること。ファックスによるものは認めない。
	(1)	紙入札方式における入札書の提出場所 近畿総合事務所契約課
10		入札方法等
	(1)	入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封かんのうえ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等により提出すること。 なお、入札の辞退を希望する者は、上記の入札を行わないこと。併せて、速やかに入札辞退届（商号又は名称、所在地、あて名、日付、工事名及び入札を辞退する旨を記載し、代表者の押印があるものに限る。）を持参又は郵送等により提出すること。
	(2)	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当

		する金額を電子入札システムに入力（紙入札方式の場合は入札書に記載）すること。
	(3)	特定建設共同企業体の場合、入札書の連絡先・商号欄には、特定建設共同企業体の名称を入力すること。 ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、特定建設共同企業体の代表会社の代表者及び特定建設共同企業体の構成会社の代表者が記名押印した入札書を提出すること。
	(4)	入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表する場合の入札執行回数は、原則として1回を限度とする。
1 1	入札保証金及び契約保証金	
	(1)	入札保証金
		免除
	(2)	契約保証金
		納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店）
		ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
	(3)	契約保証金の額
		工事現場説明書のとおり
1 2	工事費内訳書の提出	
	(1)	第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
		工事費内訳書の様式は、現場説明用設計書の様式-1～様式-5を使用し、費目、工種、種別、細別、単位、数量、単価、金額等を明らかにし、1)又は2)により提出すること。また、提出する工事費内訳書には、表紙（様式は自由）を添付し、発注者名(宛名)、発注案件名（工事名）及び提出業者名を記載し、代表者印を押印（電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合は不要。）すること。
	1)	電子入札方式の場合
		提出方法
		工事費内訳書を5(1)2)に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。なお、入札書画面の提出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案値が添付されていない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出ボタンの押下を行う。
		郵送等について
		工事費内訳書のファイル容量が10MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。なお、添付ファイルが複数ある場合、ファイルを1つにまとめてZIP等に圧縮して添付すること。持参又は郵送等で提出する場合には、工事費内訳書の一式を持参又は送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等に当たっては、書留郵便等の記録が残る方法を必ず利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。持参又は郵送等により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。
		①持参又は郵送等する旨の表示

			②持参又は郵送等の目録
			③持参又は郵送等のページ数
			⑤ 持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
			持参又は郵送等による場合の提出先 近畿総合事務所契約課
		2)	紙入札方式の場合
			入札書及び工事費内訳書を郵送等又は持参により提出すること。
			郵送等により提出する場合には、郵便書留等の配達記録が残る方法を必ず利用すること。
			入札書及び工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に「入札書及び工事費内訳書在中」と朱書きし、中封筒に入札書、表封筒と中封筒の間に工事費内訳書を入れ、入札日及び入札件名を表示のうえ、各々封かんをして提出すること。
	(2)		工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
	(3)		提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
	(4)		契約職は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。
	(5)		工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
		1)	未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）
		(イ)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
		(ロ)	内訳書とは無関係な書類である場合
		(ハ)	他の工事の内訳書である場合
		(ニ)	白紙である場合
		(ホ)	内訳書に押印がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
		(ヘ)	内訳書が特定できない場合
		(ト)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
		2)	記載すべき事項が欠けている場合
		(イ)	内訳の記載が全くない場合
		(ロ)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
		3)	添付すべきではない書類が添付されていた場合
		(イ)	記載すべき事項に誤りがある場合
		4)	記載すべき事項に誤りがある場合
		(イ)	発注者名に誤りがある場合
		(ロ)	発注案件名に誤りがある場合
		(ハ)	提出業者名に誤りがある場合
		(ニ)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
		5)	その他未提出又は不備がある場合
13	開札		
	(1)	開札方法等	
		開札は電子入札システムにより行う。	
		紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。なお、紙入札方式による入札参加者で1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札を辞退したものとして取り扱う。	
	(2)	紙入札方式の開札場所	

		〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町 4-1-3 大阪御堂筋ビル6階 日本下水道事業団 近畿総合事務所 入札室 電話 06-7661-1223
1 4	入札の無効	
	入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札現場説明書並びに日本下水道事業団一般競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時に1に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。	
1 5	主任（監理）技術者の確認等	
	(1)	同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者として申請した場合又は複数の技術者を配置予定技術者として申請した場合の対応。
	1)	入札後の落札者決定までの期間において、他工事の落札候補者又落札者となったことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに近畿総合事務所契約課に連絡するとともに、電子入札システムの入札状況一覧に表示される辞退申請書の提出ボタンによりその旨の申し出を行う。
	2)	申し出が許可された場合は、当該入札を無効とする。この場合においては、速やかに「様式 13-1」の申出書を持参又は郵送等により提出する。申出書の提出場所は近畿総合事務所契約課とする。
	3)	事実が認められなかった場合又は辞退申請がなされなかった場合には、指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。
	4)	入札後落札者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより、申請した複数名のいずれかの配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに総合事務所契約課に連絡するとともに、速やかに「様式 13-2」の申出書を持参又は郵送等により提出する。申出書の提出場所は近畿総合事務所契約課とする。
	(2)	落札者決定後、コリンズ等により、配置予定技術者について専任違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、様式 2-1 の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、入札説明書に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
	(3)	入札前に届け出した主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置すること。
	(4)	工事現場に配置した主任技術者又は監理技術者の変更は、原則として認められないが、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別でやむを得ないとして承認された場合のほか、下記に該当する場合についても、監督職員との協議により、変更することができる。
	なお、変更する場合は、本工事の入札公告等に掲げる工事経験及び資格要件の基準を満たし、かつ、入札時における主任技術者又は監理技術者と同等以上の評価点の合計値となる者を配置しなければならない。	
	1)	入札公告等に指定部分工期又は複数の配置期間が設定されている場合。
	2)	入札公告等に示した配置予定期間外において、受注者の責めに帰すべきでない理由により新たな現場施工期間が生じ、技術者の配置が新たに必要となった場合。

	3)	一つの契約工期が2か年以上に及び、かつ、現場施工期間が18カ月以上に及ぶなど、やむを得ないとして承認された場合
	(5)	複数名申請した場合で、落札決定通知を受けた者は、通知を受けた翌日から2日以内（土、日、祝日は除く）に、配置する技術者の氏名を設計センター企画調整課にファックスで通知するものとする。
16	再苦情申立て	
	(1)	本工事の競争参加資格がないと認められた理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。再苦情の申立てについては日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。
	(2)	再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
	1)	受付窓口 近畿総合事務所契約課
	2)	受付時間
		土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分 まで、13時00分から16時00分まで
17	関連情報を入手するための照会窓口	
	(1)	特定建設共同企業体の認定、紙入札方式による参加（変更）承諾、競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること。 近畿総合事務所契約課
	(2)	競争参加資格の確認（申請書及び資料の受付審査）に関すること。 西日本設計センター企画調整課
18	その他	
	(1)	手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
	(2)	入札参加者は、日本下水道事業団電子入札運用基準、日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団電子入札運用基準及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得（電子入札用）を遵守すること
	(3)	申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。
	(4)	電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日、9時00分から17時30分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、日本下水道事業団ホームページで公開する 日本下水道事業団ホームページアドレス http://www.jswa.go.jp/
	(5)	障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
	1)	障害発生時
		電子入札総合ヘルプデスク TEL:0570-021-777（平日 9:00-12:00 13:00-17:00） Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com
	2)	電子入札システム操作等
		電子入札システム 日本下水道事業団ホームページ内の電子入札システムページ
		ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、近畿総合事務所契約課へ連絡すること。

(6)	入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
(7)	第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、電子入札、紙入札方式により持参、郵送等が混在する場合があるため、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
(8)	本工事が「再公告工事」の場合
	前回入札において、下記のいずれかの理由により契約職から入札を無効とする旨を通知された入札参加者は応募できない。
	1) 事後審査で競争参加資格のない者
	2) 競争参加資格確認申請書類の不備の者
	3) 低入札価格調査、特別重点調査の結果又は施工体制の確認に関する追加資料の審査の結果、適切な履行がされない恐れがあると認められた者
(9)	本工事が「停止条件付入札公告」の場合
	この入札による契約は、委託団体と日本下水道事業団との建設工事委託に関する協定の締結を要することから、開札の日において協定が締結されていない場合は、入札を取り止め又は開札を延期する。この場合、日本下水道事業団は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
(10)	本工事が「契約後V E方式の試行工事」の場合
	契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要が認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書による。

別紙 「総合評価による落札者の決定方法及び総合評価の方法」	
「技術力審査型」「施工計画審査型」又は「技術提案審査型」かつ「施工体制確認型」を含む場合	
1	総合評価による落札者の決定方法
(1)	<p>入札参加者は「価格」、「本工事の総合評価に係る資料」及び「品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況」をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、2「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。</p> <p>ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。</p>
(2)	<p>評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札を定めるものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札者を定めるものとする。</p>
(3)	<p>落札者を決定した場合には、電子入札システムにより入札参加者にその旨通知する。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、ファックスにより通知する。</p>
(4)	<p>落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、低入札価格調査を行う。なお、低入札価格調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「低入札価格調査について」による。また、本工事が特別重点調査を試行する工事の場合は、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない対象者のうち、特別重点調査実施の基準に該当する者を対象として特別重点調査を行う。なお、特別重点調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「特別重点調査について」による。</p>
(5)	<p>低入札価格調査又は特別重点調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。</p>
(6)	<p>落札者となるべき者は、低入札価格調査及び特別重点調査に必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある者とし落札者とししないことがある</p>
2	総合評価の方法
(1)	<p>価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「価格評価点」、「技術評価点」及び「施工体制評価点」の合計により得た「評価値」をもって行う。</p>
(2)	<p>「価格評価点」は、下記の計算方法により算出する。価格評価点は、小数第4位以下を切り捨てるものとする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・調査基準価格以上、予定価格以下で応札した者 $\text{価格評価点} = 10 / (100 - b) \times (100 - a)$ ・調査基準価格未満、施工体制が著しく確保されない恐れがある価格以上で応札した者 $\text{価格評価点} = (10 / (b - c)) \times (a - c)$ $a = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$ $b = (\text{調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$ $c = (\text{施工体制が著しく確保されない恐れがある価格} / \text{予定価格}) \times 100$

		・施工体制が著しく確保されない恐れがある価格未満で応札した者 価格評価点＝0
(3)		「技術評価点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、評価項目毎に評価点を算出し、その合計点を「技術評価点」として与える。ただし、施工体制が十分確保されていない場合は、施工体制の評価点の満点に対する割合を技術提案の評価点に乘じ、小数点以下第4位を切り捨てた数値を技術評価点とする。
(4)		「施工体制評価点」は予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、品質確保の実効性、施工体制確保の実効性の評価項目毎に評価点を算出し、その合計点とする。
(5)		品質確保の実効性、その他施工体制確保の実効性の確認を行うため、ヒアリングを実施する場合がある。
	本工事が「施工計画審査型」及び「技術提案審査型」の場合は、下記(6)～(9)を適用する。	
(6)		技術提案の採否については、「競争参加資格確認通知書」により、入札の可否及び技術提案の評価を下記のとおり通知する。なお、技術提案が採用されなかった場合は標準案により入札に参加することができる。
		○：可（技術提案に基づく入札をされたい。加点対象とする。）
		－：可（技術提案に基づく入札をされたい。加点対象としない。）
		×：否（標準案に基づく入札をされたい。施工不可とする。）
(7)		技術提案は、入札説明書の仕様書、設計図面及び現場説明設計図書（以下「標準案」という。）を満足するとともに当該施設、躯体構造などに適合したものとすること。
(8)		技術提案についてヒアリングを行う場合がある。
(9)		受注者の責により、実施されないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、減額変更する場合がある。
3	評価項目	
		別紙「総合評価に関する事項」による。
4	評価基準	
		別紙「総合評価に関する事項」による。
5	評価に係る確認等	
	本工事が「施工計画審査型」「技術提案審査型」の場合は、下記を適用する。	
6	評価内容の担保	
(1)		受注者は、入札前に提出した技術提案を確実に履行する責がある。
(2)		受注者の責により入札時に提出された施工計画、技術提案内容の施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減点する。 また、「技術提案審査型」における技術提案については、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、加えて減額変更を行う場合がある。
(3)		総合評価に関する工事成績評定点の減点は、最大15点とする。
(4)		減額変更の減額金額は、下記の算出方法による。なお、再評価値とは、実際に施工した内容に基づき算出した技術評価点により求められた「評価値」とする（「価格評価点」は含まない）。 減額金額＝{(受注時評価値－再評価値)／100}×受注金額
(5)		履行にあつての留意事項等は、入札説明書別紙「総合評価に関する事項」による。

別紙 「総合評価による落札者の決定方法及び総合評価の方法」	
「技術力審査型」「施工計画審査型」又は「技術提案審査型」の場合	
1	総合評価による落札者の決定方法
(1)	<p>入札参加者は「価格」、「本工事の総合評価に係る資料」及び「品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況」をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、2「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。</p> <p>ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。</p>
(2)	<p>評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札を定めるものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札者を定めるものとする。</p>
(3)	<p>落札者を決定した場合には、電子入札システムにより入札参加者にその旨通知する。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、ファックスにより通知する。</p>
(4)	<p>落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、低入札価格調査を行う。なお、低入札価格調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「低入札価格調査について」による。また、本工事が特別重点調査を試行する工事の場合は、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない対象者のうち、特別重点調査実施の基準に該当する者を対象として特別重点調査を行う。なお、特別重点調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「特別重点調査について」による。</p>
(5)	<p>低入札価格調査又は特別重点調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。</p>
(6)	<p>落札者となるべき者は、低入札価格調査及び特別重点調査に必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある者とし落札者とししないことがある</p>
2	総合評価の方法
(1)	<p>価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「価格評価点」、「技術評価点」及び「施工体制評価点」の合計により得た「評価値」をもって行う。</p>
(2)	<p>「価格評価点」は、下記の計算方法により算出する。価格評価点は、小数第4位以下を切り捨てるものとする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準価格以上、予定価格以下で応札した者 $\text{価格評価点} = 10 / (100 - b) \times (100 - a)$ ・ 調査基準価格未満、施工体制が著しく確保されない恐れがある価格以上で応札した者 $\text{価格評価点} = (10 / (b - c)) \times (a - c)$ $a = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$ $b = (\text{調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$ $c = (\text{施工体制が著しく確保されない恐れがある価格} / \text{予定価格}) \times 100$ ・ 施工体制が著しく確保されない恐れがある価格未満で応札した者 $\text{価格評価点} = 0$

	(3)	「技術評価点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、評価項目毎に評価点を算出し、その合計点を「技術評価点」として与える。
		本工事が「施工計画審査型」及び「技術提案審査型」の場合は、下記(4)～(7)を追加する。
	(4)	技術提案の採否については、「競争参加資格確認通知書」により、入札の可否及び技術提案の評価を下記のとおり通知する。なお、技術提案が採用されなかった場合は標準案により入札に参加することができる。
		○：可（技術提案に基づく入札をされたい。加点対象とする。）
		一：可（技術提案に基づく入札をされたい。加点対象としない。）
		×：否（標準案に基づく入札をされたい。施工不可とする。）
	(5)	技術提案は、入札説明書の仕様書、設計図面及び現場説明設計図書（以下「標準案」という。）を満足するとともに当該施設、躯体構造などに適合したものとすること。
	(6)	技術提案についてヒアリングを行う場合がある。
	(7)	受注者の責により、実施されないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、減額変更する場合がある。
3	評価項目	
		別紙「総合評価に関する事項」による。
4	評価基準	
		別紙「総合評価に関する事項」による。
5	評価に係る確認等	
		本工事が「施工計画審査型」「技術提案審査型」の場合は、下記を適用する。
6	評価内容の担保	
	(1)	受注者は、入札前に提出した技術提案を確実に履行する責がある。
	(2)	受注者の責により入札時に提出された施工計画、技術提案内容の施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減点する。 また、「技術提案審査型」における技術提案については、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、加えて減額変更を行う場合がある。
	(3)	総合評価に関する工事成績評定点の減点は、最大15点とする。
	(4)	減額変更の減額金額は、下記の算出方法による。なお、再評価値とは、実際に施工した内容に基づき算出した技術評価点により求められた「評価値」とする（「価格評価点」は含まない）。 減額金額＝{(受注時評価値－再評価値)／100}×受注金額
	(5)	履行にあつての留意事項等は、入札説明書別紙「総合評価に関する事項」による。

用語の定義	
1	土木工事又は土木・建築工事の場合の「これと同等以上の資格を有する者」
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級建設機械施工技士の資格を有する者 ・ 2級建設機械施工技士の資格を有する者。 ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者。 ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
2	建築工事又は建築・土木工事の場合の「これと同等以上の資格を有する者」
	<ul style="list-style-type: none"> ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。
3	「地方公共団体等」
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本下水道事業団、国、地方公共団体（普通地方公共団体及び特別地方公共団体）及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める特殊法人をいう。
4	「下水道類似施設」
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体等が発注した次のいずれかの施設。農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、地域し尿処理施設、河川排水機場。
5	「上水道施設等」
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道施設、簡易水道施設、調整池、防火用水槽、プール等。
6	「公共建築物」
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所・庁舎：事務所・庁舎、郵便局、警察署、試験センター等 ・ 教育施設：学校、研究所、研修所、体育館等 ・ 集会施設：集会施設、公民館、地域センター、図書館、美術館等 ・ 医療施設：病院、救急センター、診療所等 ・ 福祉施設：福祉センター、介護センター等 ・ 民生施設：卸売市場、公的事業用施設等
7	コリンズ
	一般財団法人 日本建設情報総合センター「工事实績情報システム」コリンズ

競争参加申請時に提出する様式の記載方法		
1	競争参加資格確認申請書	
	(1)	「様式2-1」により作成する。
2	競争参加資格確認申請書類	
	(1)	施工実績
	1)	過去 に、工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに記載する。
	2)	本工事の競争参加資格があることが確認できる施工実績を「様式3」に記載し提出すること。
	3)	代表者以外の施工実績を求める場合は次による。
		本工事の競争参加資格があることを判断できる類似工事の実績を、様式3に記載すること。なお、記載する類似工事の施工実績は1件でよい。
	4)	「競争参加資格（施工実績）」に、公共建築物との記載がある場合は、次のいずれかとする（民間実績も可）。 <ul style="list-style-type: none"> ・事務所・庁舎：事務所・庁舎、郵便局、警察署、試験センターなど ・教育施設：学校、研究所、研修所、体育館など ・集会施設：集会施設、公民館、地域センター、図書館、美術館など ・医療施設：病院、救急センター、診療所など ・福祉施設：福祉センター、介護センターなど ・民生施設：卸売市場、公的事業用施設など
	5)	本工事で求める施工実績を選定する際は以下に留意すること。
		①構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は少なくとも本体構造物の築造を含むものであること。本体構造物を築造した工事の施工実績であれば、基礎杭工や土留工などが別工事となっても、それら別工事の施工実績は求めない。
		②構造物の新設・増設を施工実績として求める工事については、施工実績として掲げる工事は本体構造物の築造に関して一貫したものであること。すなわち、本体構造物が複数工事で分割施工されている場合、分割されたうちの一部の工事のみの施工では施工実績として認めない。
		③補修工事などの付帯的な工事は施工実績として認めない。
	(2)	配置予定技術者
	1)	本工事の競争参加資格があることを確認できる配置予定の主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の資格・工事経験を、様式4-3-1、様式4-3-2に記載すること。現在、他工事に従事していない場合は、「なし」と記載し、他工事に従事し本工事と重複する場合は、対応措置を記載すること。ただし、他工事に主任技術者又は監理技術者として従事している場合は認めない。（特例監理技術者で申請の場合は除く）記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。
	2)	建築工事担当技術者（工事内容が土木・建築工事の場合）又は土木工事担当技術者（工事内容が建築・土木工事の場合）については、本工事の競争参加資格があることを確認できる資格を、様式4-3-3、様式4-3-4に記載すること。
	3)	低入札価格調査のため、落札決定が保留されている間は、低入札価格調査対象者は同一の配置予定技術者により従事期間の重複する他の工事の入札に参加してはならない。
	4)	本工事で求める工事経験を選定する際は以下に留意すること。
		①2(1)5)に掲げる留意事項は、“施工実績”を“工事経験”と読み替え、配置予定技術者の工事経験についても適用される。
		②構造物の新設・増設を施工実績として求める工事において、配置予定技術者が工事経験として掲げる工事の一部期間しか従事していない場合は、1に掲げる

			留意事項が従事期間に対して満足されていること。
			③構造物の耐震改修あるいは改修を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が構造物の耐震改修あるいは改修の現場着手からその構造物の耐震改修あるいは改修の現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。
			④上に掲げる以外の施工を施工実績として求める工事については、配置予定技術者が一連の施工に主体的に従事したと判断できるものであること。
			⑤特殊な技術を要する工事の施工経験については、配置予定技術者が当該技術による施工の現場着手から当該技術による現場作業がすべて完了するまで従事したと判断できるものであること。
	(3)		(1) 及び (2) の同種又は類似などの工事の施工実績として記載した工事に係る（一財）日本建設情報総合センター「工事实績情報システム（以下「コリンズ」という）」発行の「登録内容確認書」の写しを提出すること。ただし、当該工事がコリンズに登録されていない場合、契約書の写し（工事名、請負代金額、工期、発注者、受注者（特定又は経常建設共同企業体を構成している場合にあっては各構成員の出資割合が確認できること。）が記載されている部分。）及び工事内容が判断できる資料を公告要件に応じて抜粋し、提出すること。これらで確認できない場合は「様式6-4」を提出すること。
	(4)		主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐並びに建築工事担当技術者又は土木工事担当技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び資格を証明する資料を提出すること。
	(5)		「指名停止措置対象団体」に記載する団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「様式9-2」を提出すること。

		別紙
入札公告、入札説明書共通（建設工事、総合評価・技術提案審査型）		
西日本本部 電気設備工事		
1	競争参加資格	
	本工事にかかる 単体有資格業者・電気設備工事での元請実績及び特定建設特定建企業体（乙型）代表者以外（電気設備工事を施工する者）に係る競争に参加するのに必要な資格を有する者とは、次に掲げる条件を全て満足し、かつ、契約職による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。	
	(1)	工事請負業者の選定等に関する達（平成6年達第7号。以下「達」という。）第2条第1号の規定に該当し、かつ、第2条の2の規定に該当しない者であること。
	(2)	単体有資格業者においては日本下水道事業団において一般競争参加資格の認定を受けていること。特定建設共同企業体においては日本下水道事業団における本工事に係る特定建設共同企業体として認定を受けていること。
		会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、理事長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
	(3)	会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
	(4)	本工事で指定した日本下水道事業団における一般競争参加資格の認定工事種別及び等級区分に該当する者で、かつ、必要となる建設業の許可に係る営業所（本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を必要となる所在地に有する者であること。
		「建設業の許可を有する営業所等の所在地」に、北海道 地方 、東北地方、関東地方、北陸地方、中部地方、近畿地方、中国地方、四国地方又は九州地方又は 沖縄地方 との記載がある場合、その地方に含まれる都道府県は次のとおりとし、記載された地方のいずれかの都道府県内に必要な許可に係る営業所を有すること。
	1)	北海道 地方 （北海道）
	2)	東北地方（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
	3)	関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
	4)	北陸地方（新潟県、富山県、石川県）
	5)	中部地方（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
	6)	近畿地方（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
	7)	中国地方（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
	8)	四国地方（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
	9)	九州地方（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
	10)	沖縄地方 （ 沖縄県 ）
	(5)	本工事で求める施工実績は、平成22年度以降に引き渡した電気設備工事において、元請として施工した実績（特定、経常又は大手企業連携型建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）であること。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者が上記の施工実績を有していればよい。
	(6)	主任（監理）技術者

		単体有資格業者・電気設備工事担当技術者及び特定建企業体（乙型）代表者以外（電気設備工事を施工する者）
	1)	本工事現場に専任で配置ができること。ただし、請負代金額が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）未満の場合においては、専任を求めない。
	2)	工場製作期間を設定した場合は、工場製作期間に配置できること。
	3)	本工事で求める「主任（監理）技術者の現場工事経験」（以下、「工事経験」という。）を有する者であること。ただし、平成22年度以降に、元請けとして施工し、引き渡しが完了した施設に限る。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の主任（監理）技術者が工事経験を有していればよい。
	4)	上記の期間（以下「評価対象期間」という。）に、産前・産後休業、育児休業及び介護休業（以下「長期休業」という。）を取得した場合は、評価対象期間を1年単位で延長する申請を行うことができ、長期休業期間が1年に満たない場合は、1年として切り上げて期間を延長することができる。なお、長期休業を複数回取得している場合は、休業の通算日数が1ヶ年を超える毎に評価対象期間を1年単位で延長することができる（産前・産後休業とは「労働基準法」第65条で規定する休業とし、育児休業及び介護休業とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で規定する休業とし、介護休暇及び子の看護休暇は対象外とする。）。
	5)	工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、非専任とする。専任とする場合は、コリンズに登録すること。
	6)	新規の電気通信的な機器が含まれない場合、主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者であること。監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証（電）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
		新規の電気通信的な機器が含まれる場合、主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者、かつ、電気通信の資格又は実務経験等を有する者であること。監理技術者又は特例監理技術者は、監理技術者資格者証（電及び通）及び監理技術者講習修了証を有する者、又は監理技術者資格者証（電）及び監理技術者講習修了証を有し、かつ、電気通信の資格又は実務経験等を有する者であること。
	7)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
	8)	同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である場合については、全ての発注者から同一工事として取り扱うことについて書面による承諾を得た上で、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、その全てを下請として請け負う場合を除き、これら複数工事に係る下請金額の合計を五千万円（建築一式工事の場合は八千万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を配置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が四千五百万円（建築一式工事の場合は九千万円）以上となる場合、主任技術者又は監理技術者はこれらの工事現場に専任の者でなければならない（特例監理技術者を設置する場合を除く。）。
	(7)	特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者）及び監理技術者補佐（特例監理技術者の行うべき職務を補佐する者）
	1)	配置の「有・無」は、入札公告、入札説明書の「3.9その他」及び「3.9その

		他」の補足説明による。
	2)	特例監理技術者が兼務できる工事数は2件までとし、兼務できる範囲は工事相互の間隔（直線距離）が10km以内であること。その他の専任の要否は関係法令による。
	3)	工事経験を有する者であること。なお、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1者の特例監理技術者が上記工事の工事経験を有していればよい。
		評価対象期間に長期休業を取得した場合の特例は、1(6)4)による。
	4)	特例監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
	5)	工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者（現場代理人でも可）として配置することにより、本工事の工事経験とすることができる。なお、この場合の担当技術者は、非専任とする。専任とする場合は、コリンズに登録すること。
	6)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
	7)	別に、監理技術者補佐を専任で配置すること。
	(8)	今回工事に直接関連する他の工事の請負契約を今回工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定がある場合は、原則として今回工事に直接関連する他の工事においても本工事に配置された主任（監理）技術者又は特例監理技術者を継続して配置すること。
	(9)	設計担当技術者 単体有資格業者・電気設備設計担当技術者及び特定建企業体（乙型）代表者以外（電気設備工事を施工する者）
	1)	設計経験は、平成22年度以降に元請けとして施工し、引き渡し完了した施設に関して、企画・立案、基本システム設計、機器承諾図の作成取りまとめ又は照査・審査・確認若しくは承認・最終確認等の経験を有するものに限る。
		評価対象期間に長期休業を取得した場合の特例は、1(6)4)による。
	2)	1(6)と同等以上の者であること。ただし、自家発電設備の設計経験を求める場合で、配置予定の設計担当技術者が自家発電設備の設計経験を有していない場合は、別に設計経験を有する者を配置すること。ただし、この場合は別に配置する自家発電設備の設計経験を有している者を担当技術者としてコリンズに登録すること。
	3)	直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。
	4)	実施設計時に配置を予定する設計担当技術者及び照査設計技術者のいずれかを兼ねることができる。
	(10)	日本下水道事業団が発注した工事において、工事成績評定通知書に記載されている評定点の平均が過去2年間連続して60点未満でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること）。なお、過去2年間に対象となる工事成績評定通知書を有しない場合は、評定点の平均が過去60点以上として取り扱う。
	1)	過去2年間の対象となる工事は、入札公告日の属する年度の前々年度10月1日から前年度9月30日までに完成した工事とする。
	(11)	競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から落札者の決定の時までの期間に、日本下水道事業団から工事請負契約に係る指名停止等取扱要領（昭和59年7月2日付経契発第13号）に基づく指名停止を指定された区域で受けていないこと又は入札公告に示した地方公共団体から指名停止の措置を受けていないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること）。
	1)	「日本下水道事業団の指名停止の区域」に、北海道区域、東北区域、関東区域、

		北陸区域、中部区域、近畿区域、中国区域、四国区域又は九州区域との記載がある場合、その区域に含まれる都道府県は次のとおりとする。
		①北海道区域（北海道）
		②東北区域（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
		③関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）
		③北陸区域（新潟県、富山県、石川県）
		④中部区域（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
		⑤近畿区域（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
		⑥中国区域（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
		⑦四国区域（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
		⑧九州区域（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
	(12)	本工事に係る設計業務等の受注者（受注者が設計共同体的場合は各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
	(13)	暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくはこれに準ずる者でないこと。
	(14)	以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
	1)	健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
	2)	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
	3)	雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
2	設計業務等の受注者等	
	(1)	1 (12)の「当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1) から2)のいずれかに該当する者である（特定建設共同企業体の場合は構成員のいずれもが条件を満たしていること。）。
		1) 当該受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者
		2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者
3	総合評価に関する事項	
		別紙「総合評価による落札者の決定方法及び総合評価の方法」による
4	担当部局	
	(1)	特定建設共同企業体の認定、紙入札方式による参加（変更）承諾、競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること（以下、総合事務所契約課という。）。
		〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル6階 日本下水道事業団 近畿総合事務所 契約課 電話 06-7661-1223
	(2)	競争参加資格の確認（申請書及び資料の受付審査）に関すること（以下、設計センター企画調整課という。）。
		〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビル6階

			日本下水道事業団 西日本設計センター 企画調整課 電話 06-7661-1227
5	競争参加資格の確認等		
	(1)	本競争の参加希望者は、本工事の競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、契約職から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。なお、期限までに申請書、資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。	
		1)	提出方法
			電子入札システムにより行うこと。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）によるものとし、ファックスによるものは受付けない。
			電子入札システムにより提出する場合であって、申請書及び資料の合計ファイル容量が 10MB を越える場合は、持参又は郵送等により提出するものとする。持参又は郵送等での提出とする場合は、必要書類の一式を持参又は郵送等するものとし、電子入札システムでの提出との分割は認めない。また、持参又は郵送等による提出を行う場合は、電子入札システムにより、以下の内容を記載した「様式 2-2」を持参又は郵送等を行う前に送信すること。
			電子入札システムで送信する場合、押印は不要とするが、持参又は郵送の際には、押印したものを同封すること。なお、電子入札システムによる、「様式 2-2」の事前送信を行っていない場合、持参又は郵送等による書類の提出は受付けない。
			① 持参又は郵送等する旨の表示
			② 持参又は郵送等の目録
			③ 持参又は郵送等のページ数
			④ 持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
			郵送等による場合は、提出期限の締切日必着とする。ただし、提出期限の前日までの受領証（書留郵便）や受付印（託送）があるものは有効とする。送付当日に技術資料（事前申請書） 郵送連絡書（様式 14）をファックスすること。
		2)	ファイル形式
			電子入札システムによる提出資料のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。
			① Microsoft Word：拡張子が DOC 又は DOCX
			② Microsoft Excel：拡張子が XLS 又は XLSX
			③ PDF ファイル：拡張子が PDF
			④ 画像ファイル：拡張子が JPG 又は GIF
			⑤ その他のアプリケーション：特別に認めたファイル形式
		3)	持参若しくは郵送等による場合又は紙入札方式による場合の提出場所
			設計センター企画調整課
	(2)	競争参加資格の確認結果は通知する。	
	(3)	申請書及び資料等の作成説明会は行わない。	
	(4)	特定建設共同企業体の場合、電子入札を利用することができる IC カードは、特定建設共同企業体の代表会社の IC カードとなるので、入札・見積に関する権限について、構成会社から代表会社への委任状を申請書の提出期限までに、契約職あてに提出しなければならない。ただし、申請書に入札・見積に関する権限が代表会社にある旨の記載がある場合は、提出は不要とする。なお、委任状の提出先は、総合事務所契約課とする。委任状の様式は、電子入札運用基準「様式 2-2」とするが、委	

		任する事項は、「競争参加資格の申請に関する一切の件」及び「入札及び見積りに関する一切の件」に限ることとする。
	(5)	その他
	1)	申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
	2)	契約職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
	3)	提出された申請書及び資料は、返却しない。
	4)	提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。
	5)	申請書及び資料に関する問い合わせ先 設計センター企画調整課
6	競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	
	(1)	競争参加資格がないと認められた者は、契約職に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面により説明を求めることができる。
	1)	書面は、 総合事務所契約課 に持参することにより提出するものとし、郵送等又はファックスによるものは受け付けない。
	(2)	契約職は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し書面により回答する。
	(3)	契約職が、 競争参加資格がないと認めた者 から説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。
7	入札に必要な図面等の交付	
	見積を行うために必要な工事現場説明書、仕様書、設計図面及び現場説明用設計書は下記のとおり交付する。	
	(1)	交付場所及び方法
		入札公告、入札説明書の「入札説明書、図面等の交付場所」に示した入札情報公開システムアドレスからダウンロードして取得すること。
		なお、入札情報公開システムの接続障害により、上記交付方法により取得できない入札参加者に対しては、日本下水道事業団が指定する方法により交付するので、担当部局へその旨を申し出ること。
	(2)	担当部局 総合事務所契約課
		システム操作に関する問い合わせ先 電子入札総合ヘルプデスク (問い合わせ先の電話番号および時間は、入札公告、入札説明書の記載による。)
8	入札説明書に対する質問	
	(1)	入札説明書、入札公告に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出すること。(入札に必要な図面等に対する質問及び回答については、図面等に添付の工事現場説明書による。)
	1)	提出場所 総合事務所契約課
	2)	原則として、電子メールでの受付のみとし、回答も電子メールで行う。持参による提出の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く提出期間中毎日、10時00分から12時00分まで及び13時00分から16時00分まで。)
		提出先 メールアドレス jskinki-keiyaku@jswa.go.jp 送信する際の件名は質問書であることその他、工事名・会社名を記入すること。 例) 件名:【質問書】〇〇市△△浄化センター建設工事(◇◇工業(株))
9	入札書の提出方法	
	入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の承諾を得た者は紙	

	により持参又は郵送等すること。ファックスによるものは認めない。	
	(1)	紙入札方式における入札書の提出場所 総合事務所契約課
10	入札方法等	
	(1)	入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、封かんのうえ商号又は名称、所在地、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等により提出すること。
		なお、入札の辞退を希望する者は、上記の入札を行わないこと。併せて、速やかに入札辞退届（商号又は名称、所在地、あて名、日付、工事名及び入札を辞退する旨を記載し、代表者の押印があるものに限る。）を持参又は郵送等により提出すること。
	(2)	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに入力（紙入札方式の場合は入札書に記載）すること。
	(3)	特定建設共同企業体の場合、入札書の連絡先・商号欄には、特定建設共同企業体の名称を入力すること。 ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、特定建設共同企業体の代表会社の代表者及び特定建設共同企業体の構成会社の代表者が記名押印した入札書を提出すること。
	(4)	入札執行回数は、原則として2回を限度とする。ただし、予定価格を事前公表する場合の入札執行回数は、原則として1回を限度とする。
11	入札保証金及び契約保証金	
	(1)	入札保証金 免除。
	(2)	契約保証金 納付（保証金取扱店 みずほ銀行 新橋支店） ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
	(3)	契約保証金の額 工事現場説明書のとおり
12	工事費内訳書の提出	
	(1)	第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。
		工事費内訳書の様式は、現場説明用設計書の様式-1～様式-3を使用し、費目、工種、種別、細別、単位、数量、単価、金額等を明らかにし、 1) 又は 2) により提出すること。
		また、提出する工事費内訳書には、表紙（様式は自由）を添付し、発注者名(宛名)、発注案件名（工事名）及び提出業者名を記載し、代表者印を押印（電子入札方式により工事費内訳書を提出する場合は不要。）すること。
	1)	電子入札方式の場合 提出方法

			工事費内訳書を5(1)2)に示すファイル形式にて作成し、工事費内訳書添付フィールドに工事費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。なお、入札書画面の提出内容確認ボタンを押下後、内容確認画面が表示され「提案値が添付されていない」旨のメッセージが表示されるが、そのまま入札書提出ボタンの押下を行う。
			郵送等について
			工事費内訳書のファイル容量が10MBを超える場合には、工事費内訳書についてのみ持参又は郵送等（締切日時必着）で提出すること。持参又は郵送等で提出する場合には、工事費内訳書の一式を持参又は送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送等にあたっては、書留郵便等の記録が残る方法を必ず利用し、二重封筒とし、表封筒に「工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に工事費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。持参又は郵送等により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面（自由様式）を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。
			① 持参又は郵送等する旨の表示
			② 持参又は郵送等の目録
			③ 持参又は郵送等のページ数
			④ 持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
			持参又は郵送等による場合の提出先 総合事務所契約課
			ファイル形式
			電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合のファイル形式については、5(1)2)のいずれかの形式で作成し、入札書提出時の内訳書フィールドに添付するものとする。
		2)	紙入札方式の場合
			入札書及び工事費内訳書を郵送等又は持参により提出すること。
			郵送等により提出する場合には、郵便書留等の配達記録が残る方法を必ず利用すること。
			入札書及び工事費内訳書は、二重封筒とし、表封筒に「入札書及び工事費内訳書在中」と朱書し、中封筒に入札書、表封筒と中封筒の間に工事費内訳書を入れ、入札日及び入札件名を表示のうえ、各々封かんをして提出すること。
	(2)		工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
	(3)		提出された工事費内訳書は返却しないものとする。
	(4)		契約職は、提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。
	(5)		工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
		1)	未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）
			(イ) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
			(ロ) 内訳書とは無関係な書類である場合
			(ハ) 他の工事の内訳書である場合
			(ニ) 白紙である場合
			(ホ) 内訳書に押印がない場合（電子入札システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
			(ヘ) 内訳書が特定できない場合
			(ト) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
		2)	記載すべき事項が欠けている場合

		(イ)	内訳の記載が全くない場合
		(ロ)	入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
	3)		添付すべきではない書類が添付されていた場合
		(イ)	他の工事の内訳書が添付されていた場合
	4)		記載すべき事項に誤りがある場合
		(イ)	発注者名に誤りがある場合
		(ロ)	発注案件名に誤りがある場合
		(ハ)	提出業者名に誤りがある場合
		(ニ)	内訳書の合計金額が入札金額と異なる場合
	5)		その他未提出又は不備がある場合
1 3	開札		
	(1)	開札方法等	
		開札は電子入札システムにより行う。	
		紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。なお、紙入札方式による入札参加者で1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札を辞退したものとして取り扱う。	
	(2)	紙入札方式の開札場所	
		〒541-0056 大阪府大阪府中央区久太郎町 4-1-3 大阪御堂筋ビル 6階 日本下水道事業団 近畿総合事務所 入札室 電話 06-7661-1223	
1 4	入札の無効		
	入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札現場説明書並びに日本下水道事業団一般競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。なお、開札の時に1に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。		
1 5	主任（監理）技術者の確認等		
	(1)	同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者として申請した場合又は複数の技術者を配置予定技術者として申請した場合の対応。	
	1)	入札後落札者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに総合事務所契約課に連絡するとともに、電子入札システムの入札状況一覧に表示される辞退申請書の提出ボタンによりその旨の申し出を行う。	
	2)	申し出が許可された場合は、当該入札を無効とする。この場合においては、速やかに「様式 13-1」の申出書を持参又は郵送等により提出する。申出書の提出場所は総合事務所契約課とする。	
	3)	事実が認められなかった場合又は辞退申請がなされなかった場合には、指名停止等取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。	
	4)	入札後落札者の決定までの期間に、他の工事を落札し又は落札候補者となったことにより、申請した複数名のいずれかの配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに総合事務所契約課に連絡するとともに、速やかに「様式 13-2」の申出書を持参又は郵送等により提出する。申出書の提出場所は総合事務所契約課とする。	

	(2)	落札者決定後、コリンズ等により、配置予定技術者について 専任制違反 の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置 予定 技術者を変更する場合は、入札説明書に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
	(3)	入札前に届け出した主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐を配置すること。
	(4)	工事現場に配置した主任技術者又は監理技術者の変更は、原則として認められないが、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等極めて特別でやむを得ないとして承認された場合のほか、下記に該当する場合についても、監督職員との協議により、変更することができる。
		なお、変更する場合は、本工事の入札公告等に掲げる工事経験及び資格要件の基準を満たし、かつ、入札時における主任技術者又は監理技術者と同等以上の評価点の合計値となる者を配置しなければならない。
	1)	入札公告等に指定部分工期又は複数の配置期間が設定されている場合。
	2)	入札公告等に示した配置予定期間外において、受注者の責めに帰すべきでない理由により新たな現場施工期間が生じ、技術者の配置が新たに必要となった場合。
	3)	一つの契約工期が2か年以上に及び、かつ、現場施工期間が18カ月以上に及ぶなど、やむを得ないとして承認された場合。
	(5)	複数名申請した場合で、落札決定通知を受けた者は、通知を受けた翌日から2日以内（土、日、祝日は除く）に、配置する技術者の氏名を 設計センター企画調整課 にファックスで通知するものとする。
1 6	再苦情申立ての受付窓口及び受付時間	
	(1)	本工事の競争参加資格がないと認められた理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から7日以内（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に書面により、理事長に対して再苦情の申立てを行うことができる。再苦情の申立てについては日本下水道事業団入札監視委員会が審議を行う。
	(2)	再苦情申立ての受付窓口及び受付時間
	1)	受付窓口 総合事務所契約課
	2)	受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分 まで、13時00分から16時00分 まで
		土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、10時00分から12時00分まで、13時00分から16時00分まで
1 7	関連情報を入手するための照会窓口	
		特定建設共同企業体の認定、紙入札方式による参加（変更）承諾、競争参加資格の確認通知、入札執行及び契約締結に関すること。
		総合事務所契約課
		競争参加資格の確認（申請書及び資料の受付審査）に関すること。
		設計センター企画調整課
1 8	その他	
	(1)	手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

	(2)	入札参加者は、日本下水道事業団電子入札運用基準、日本下水道事業団一般競争契約入札心得及び契約書案を熟読し、日本下水道事業団電子入札運用基準及び日本下水道事業団一般競争契約入札心得を遵守すること。
	(3)	申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがある。
	(4)	電子入札システムは、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日、9時00分から17時30分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、日本下水道事業団ホームページで公開する。
		日本下水道事業団ホームページアドレス https://www.jswa.go.jp/
	(5)	障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
	1)	障害発生時
		電子入札総合ヘルプデスク TEL:0570-021-777（平日 9:00-12:00 13:00-17:00） Email:sys-e-cydeenasphelp.rx@ml.hitachi-systems.com
	2)	電子入札システム操作等
		電子入札システム 日本下水道事業団ホームページ内の電子入札システムページ
		ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、 総合事務所契約課 へ連絡すること。
	(6)	入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。この確認を怠った場合には、以後の入札手続に参加できなくなる等の不利益な取扱いを受ける場合がある。
	(7)	第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、電子入札、紙入札方式により持参、郵送等が混在する場合があるため、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
	(8)	本工事が「再公告工事」の場合
		前回開札の入札において、下記のいずれかの理由により契約職から入札を無効とする旨を通知された入札参加者は応募できない。
	1)	事後審査で競争参加資格のない者
	2)	競争参加資格確認申請書類の不備の者
	3)	低入札価格調査、特別重点調査の結果又は施工体制の確認に関する追加資料の審査の結果、適切な履行がされない恐れがあると認められた者
	(9)	本工事が「停止条件付入札公告」の場合
		この入札による契約は、委託団体と日本下水道事業団との建設工事委託に関する協定の締結を要することから、開札の日において協定が締結されていない場合は、入札を取り止め又は開札を延期する。この場合、日本下水道事業団は一切の損害賠償の責を負わないものとする。
	(10)	本工事が「契約後VE方式の試行工事」の場合
		契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要が認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は、特記仕様書による。

別紙 「総合評価による落札者の決定方法及び総合評価の方法」	
「技術力審査型」「施工計画審査型」又は「技術提案審査型」かつ「施工体制確認型」を含む場合	
1	総合評価による落札者の決定方法
(1)	<p>入札参加者は「価格」、「本工事の総合評価に係る資料」及び「品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況」をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、「2 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。</p> <p>ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。</p>
(2)	<p>評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札を定めるものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札者を定めるものとする。</p>
(3)	<p>落札者を決定した場合には、電子入札システムにより入札参加者にその旨通知する。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、ファックスにより通知する。</p>
(4)	<p>落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、低入札価格調査を行う。なお、低入札価格調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「低入札価格調査について」による。</p> <p>また、本工事が特別重点調査を試行する工事の場合は、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない対象者のうち、特別重点調査実施の基準に該当する者を対象として特別重点調査を行う。なお、特別重点調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「特別重点調査について」による。</p>
(5)	<p>低入札価格調査又は特別重点調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。</p>
(6)	<p>落札者となるべき者は、低入札価格調査及び特別重点調査に必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある者とし落札者とししないことがある。</p>
2	総合評価の方法
(1)	<p>価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「価格評価点」、「技術評価点」及び「施工体制評価点」の合計により得た「評価値」をもって行う。</p>
(2)	<p>「価格評価点」は、下記の計算方法により算出する。価格評価点は、小数第4位以下を切り捨てるものとする。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準価格以上、予定価格以下で応札した者 $\text{価格評価点} = 10 / (100 - b) \times (100 - a)$ ・ 調査基準価格未満、施工体制が著しく確保されない恐れがある価格以上で応札した者 $\text{価格評価点} = (10 / (b - c)) \times (a - c)$ <p> $a = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$ $b = (\text{調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$ </p>

		$c = (\text{施工体制が著しく確保されない恐れがある価格/予定価格}) \times 100$ ・施工体制が著しく確保されない恐れがある価格未満で応札した者 価格評価点 = 0
	(3)	「技術評価点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、評価項目毎に評価点を算出し、その合計点を「技術評価点」として与える。ただし、施工体制が十分確保されていない場合は、施工体制評価点の満点に対する割合を技術提案の評価点に乘じ、小数点以下第4位を切り捨てた数値を技術評価点とする。
	(4)	「施工体制評価点」は予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、品質確保の実効性、施工体制確保の実効性の評価項目毎に評価点を算出し、その合計点とする。
	(5)	品質確保の実効性、その他施工体制確保の実効性の確認を行うため、ヒアリングを実施する場合がある。
	本工事が「施工計画審査型」及び「技術提案審査型」の場合は、下記(6)～(9)を適用する。	
	(6)	技術提案の採否については、「競争参加資格確認通知書」により、入札の可否及び技術提案の評価を下記のとおり通知する。なお、技術提案が採用されなかった場合は標準案により入札に参加することができる。
		○：可（技術提案に基づく入札をされたい。加点対象とする。）
		一：可（技術提案に基づく入札をされたい。加点対象としない。）
		×：否（標準案に基づく入札をされたい。施工不可とする。）
	(7)	技術提案は、入札説明書の仕様書、設計図面及び現場説明設計図書（以下「標準案」という。）を満足するとともに当該施設、躯体構造などに適合したものとすること。
	(8)	技術提案についてヒアリングを行う場合がある。
	(9)	受注者の責により、実施されないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、減額変更する場合がある。
3	評価項目	別紙「総合評価に関する事項」による。
4	評価基準	別紙「総合評価に関する事項」による。
5	評価に係る確認等	別紙「総合評価に関する事項」による。
	本工事が「施工計画審査型」「技術提案審査型」及び「デザイン・ビルド」の場合は、下記を適用する。	
6	評価内容の担保	
	(1)	受注者は、入札前に提出した技術提案を確実に履行する責がある。
	(2)	受注者の責により入札時に提出された施工計画、技術提案内容の施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減点する。 また、「技術提案審査型」における技術提案については、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、加えて減額変更を行う場合がある。
	(3)	総合評価に関する工事成績評定点の減点は、最大15点とする。
	(4)	減額変更の減額金額は、下記の算出方法による。なお、再評価値とは、実際に施工した内容に基づき算出した技術評価点により求められた「評価値」とする（「価格評

		価点」は含まない。) 減額金額 = $\{(受注時評価値 - 再評価値) / 100\} \times 受注金額$
	(5)	履行にあつての留意事項等は、入札説明書別紙「総合評価に関する事項」による。

別紙 「総合評価による落札者の決定方法及び総合評価の方法」	
「技術力審査型」「施工計画審査型」又は「技術提案審査型」の場合	
1	総合評価による落札者の決定方法
(1)	入札参加者は「価格」、「本工事の総合評価に係る資料」をもって入札に参加し、入札価格が日本下水道事業団会計規程（昭和48年規程第8号）第56条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の者のうち、「2 総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。 ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
(2)	評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、電子入札システムにより、当該同価の入札に係るくじを行って落札を定めるものとする。ただし、電子入札システムによる実施が困難な場合は、当該同価の入札に係る入札者等にくじを引かせて落札者を定めるものとする。
(3)	落札者を決定した場合には、電子入札システムにより入札参加者にその旨通知する。ただし、契約職の承諾を得て紙入札方式による場合は、ファックスにより通知する。
(4)	落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格未満である場合は、低入札価格調査を行う。なお、低入札価格調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「低入札価格調査について」による。 また、本工事が特別重点調査を試行する工事の場合は、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格に満たない対象者のうち、特別重点調査実施の基準に該当する者を対象として特別重点調査を行う。なお、特別重点調査は、日本下水道事業団ホームページに示す「特別重点調査について」による。
(5)	低入札価格調査又は特別重点調査の結果、当該入札価格では、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
(6)	落札者となるべき者は、低入札価格調査及び特別重点調査に必要な指示に従わなければならない。指示に従わない場合には、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある者とし落札者とししないことがある。
2	総合評価の方法
(1)	価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「価格評価点」、「技術評価点」の合計により得た「評価値」をもって行う。
(2)	「価格評価点」は、下記の計算方法により算出する。価格評価点は、小数第4位以下を切り捨てるものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査基準価格以上、予定価格以下で応札した者 $\text{価格評価点} = 10 / (100 - b) \times (100 - a)$ ・ 調査基準価格未満、施工体制が著しく確保されない恐れがある価格以上で応札した者 $\text{価格評価点} = (10 / (b - c)) \times (a - c)$ $a = (\text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 100$ $b = (\text{調査基準価格} / \text{予定価格}) \times 100$ $c = (\text{施工体制が著しく確保されない恐れがある価格} / \text{予定価格}) \times 100$

		・施工体制が著しく確保されない恐れがある価格未満で応札した者 価格評価点 = 0
(3)		「技術評価点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内で入札した参加者に対し、評価項目毎に評価点を算出し、その合計点を「技術評価点」として与える。
		本工事が「施工計画審査型」及び「技術提案審査型」の場合は、下記(4)～(7)を適用する。
(4)		技術提案の採否については、「競争参加資格確認通知書」により、入札の可否及び技術提案の評価を下記のとおり通知する。なお、技術提案が採用されなかった場合は標準案により入札に参加することができる。
		○：可（技術提案に基づく入札をされたい。加点対象とする。）
		－：可（技術提案に基づく入札をされたい。加点対象としない。）
		×：否（標準案に基づく入札をされたい。施工不可とする。）
(5)		技術提案は、入札説明書の仕様書、設計図面及び現場説明設計図書（以下「標準案」という。）を満足するとともに当該施設、躯体構造などに適合したものとすること。
(6)		技術提案についてヒアリングを行う場合がある。
(7)		受注者の責により、実施されないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、減額変更する場合がある。
3	評価項目	別紙「総合評価に関する事項」による。
4	評価基準	別紙「総合評価に関する事項」による。
5	評価に係る確認等	別紙「総合評価に関する事項」による。
		本工事が「施工計画審査型」「技術提案審査型」及び「デザイン・ビルド」の場合は、下記を適用する。
6	評価内容の担保	
(1)		受注者は、入札前に提出した技術提案を確実に履行する責がある。
(2)		受注者の責により入札時に提出された施工計画、技術提案内容の施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減点する。 また、「技術提案審査型」における技術提案については、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、加えて減額変更を行う場合がある。
(3)		総合評価に関する工事成績評定点の減点は、最大15点とする。
(4)		減額変更の減額金額は、下記の算出方法による。なお、再評価値とは、実際に施工した内容に基づき算出した技術評価点により求められた「評価値」とする（「価格評価点」は含まない）。 減額金額 = $\{(受注時評価値 - 再評価値) / 100\} \times 受注金額$
(5)		履行にあつての留意事項等は、入札説明書別紙「総合評価に関する事項」による。

用語の定義	
1	下水道類似施設
	(1) ポンプ場の電気設備工事の場合
	農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設及び処理人口 500 人以上の地域し尿処理施設におけるポンプ場及び同処理施設（場内ポンプ場を含む。）ならびに河川排水機場
	(2) 処理場の電気設備工事の場合
	農業集落排水施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設、処理人口 500 人以上の地域し尿処理施設
2	上水道施設
	(1) ポンプ場の電気設備工事の場合
	水道のための浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）で当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するもの
	(2) 処理場の電気設備工事の場合
	水道のための浄水施設で当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するもの
3	長寿命化工事
	「更生工法あるいは部分（「下水道施設の改築について（国土交通省 下水道事業課長通知）」別表に定める小分類未満の規模）取り替え等により既存ストックを活用し、耐用年数の延伸に寄与する長寿命化対策を行う工事」をいう。
4	設計担当の配置予定技術者
	設計図書に基づき受注者が実施する設計管理（企画・立案、基本システム設計、機器承諾図の作成取りまとめ又は照査・審査・確認又は承認・最終確認等）を行う者をいう。

競争参加申請時に提出する様式の記載方法			
1	競争参加資格確認申請書		
	(1)	「様式2-1」により作成する。	
2	競争参加資格確認資料		
	(1)	施工実績	
		1)	平成22年度以降に工事が完成し、引渡しが進んでいるものだけに限り記載する。
		2)	本工事の競争参加資格があることが確認できる施工実績を「様式3」に記載し提出すること。
		3)	同一系列の施工実績が複数の工事に分割されている場合に限り、複数の工事をまとめて施工実績とすることができる。
		4)	施工実績として記載した工事に係る(一財)日本建設情報総合センター「工事実績情報システム(以下「コリンズ」という)」発行の「登録内容確認書」の写しを提出すること。ただし、当該工事がコリンズに登録されていない場合、契約書の写し(工事名、請負代金額、工期、発注者、受注者(特定又は経常建設共同企業体を構成している場合にあっては各構成員の出資割合が確認できること。))が記載されている部分。)及び工事内容が判断できる資料を公告要件に応じて抜粋し、提出すること。これらで確認できない場合は「様式6-4」を提出すること。
	(2)	現場工事期間の配置予定技術者(現場工事経験)	
		1)	監理技術者又は特例監理技術者は、入札説明書別紙1(6)及び(7)で指定する監理技術者資格者証を有する者とする。
		2)	主任技術者は、電気工事業に係る建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。なお、実務経験で提出する場合は「様式6-2」に法令で定めた実務経験年数を記入して提出すること。
		3)	電気通信の資格又は実務経験等を求める工事の監理技術者は、1)の要件及び下記のa)～e)のいずれか、主任技術者は2)の要件及び下記のa)～e)のいずれかの要件を満たしている者とする。なお、実務経験で提出する場合は「様式6-2」に下記に定めた実務経験年数以上を記載して提出すること。
		a)	監理技術者資格者証(通)を有する者。
		b)	技術士(総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門)又電気電子部門)の二次試験に合格した者。
		c)	電気通信主任技術者資格者証を有する者であって、その資格者証の交付を受けた後5年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。
		d)	電気工学又は電気通信工学に関する学科を卒業後、高等学校(旧実業学校を含む。)は5年以上、大学(旧大学を含む。)若しくは高等専門学校(旧専門学校を含む。)は3年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。
		e)	10年以上の電気通信工事の実務経験を有する者。
		3)	同一の技術者を複数工事の配置予定の技術者として重複して申請する場合、他の工事を落札したことにより、配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、直ちに当該資料の取り下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止取扱要領に基づく指名停止を

		<p>行うことがある。</p> <p>また、低入札価格調査又は特別重点調査のため落札決定が保留されている間は、低入札価格調査又は特別重点調査の対象者は同一の配置予定技術者を従事期間の重複する他の工事の入札に参加させてはならない。</p>
	4)	<p>配置予定技術者の資格・工事経験は、「様式4-1」に、コリンズで工事経験が確認できない場合は、「様式6-1」の従事経験証明書に記載し提出すること。また、複数の工事を合わせて対象工事の電気設備工事内容を満足する場合は、「様式4-1」を複数枚とし資料を合わせて提出すること。なお、工事経験が確認できる資料として、コリンズ、契約書、特記仕様書、図面等の写しを提出すること。これらで確認できない場合は「様式6-4」を提出すること。</p>
	5)	<p>配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び必要な資格を有することを証明する資料を提出すること。</p>
	6)	<p>申請時において従事及び登録している全ての工事について記載すること。現在、他工事に従事していない場合は、「なし」と記載し、他工事に従事し本工事の現場工期と重複する場合は、対応措置を記載すること。</p>
	7)	<p>配置予定技術者は、3名を限度として申請することができるが、評価対象の技術者は最も低いと判断された者とする。</p>
	(3)	工場製作期間の配置予定技術者
	1)	<p>入札説明書別紙1(6)で指定する監理技術者資格者証を有する者、若しくは建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者とする。</p>
	2)	<p>電気通信の資格を求める工事の配置予定技術者は、2(2)3に記載されている者と同様とする。</p>
	3)	<p>配置予定技術者の資格は「様式4-2」に、実務経験によるものは「様式6-2」に記載すること。</p>
	4)	<p>配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び必要な資格を有することを証明する資料を提出すること。</p>
	(4)	設計担当技術者
	1)	<p>配置予定技術者の資格は、1(9)に指定する者で、かつその経験を有する者とする。なお、工場製作期間中の配置予定技術者を兼務することが望ましい。</p>
	2)	<p>配置予定技術者の資格・設計の設計経験及び従事経験証明書は、「様式5」及び「様式6-1」に記載し提出すること。また、複数の工事を合わせて対象工事の電気設備工事内容を満足する場合は、「様式5」を設計経験が含まれる工事ごとに作成すること。なお、設計管理の業務が確認できる資料として、コリンズ、契約図書、承諾図書、書面等の写しを提出すること。これらで確認できない場合は「様式6-4」を提出すること。</p>
	3)	<p>電気通信の資格を求める工事の配置技術者は、2(2)3に記載されている者と同様とする。</p>
	4)	<p>実務経験による配置予定技術者は、「様式6-2」に法令で定めた実務経験年数以上を記載して提出すること。</p>
	5)	<p>配置予定技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が証明できる資料及び必要な資格を有することを証明する資料を提出すること。</p>
	(5)	指名停止措置
	1)	<p>「指名停止措置対象団体」に記載の団体から指名停止の措置を受けていないことを確認する資料として、「様式9-1」を提出すること。</p>